

津 島 市 企 業 誘 致 基 本 計 画

平 成 2 8 年 3 月

津 島 市

目次

序 調査目的及び調査項目	1
(1) 調査目的	1
(2) 検討項目	1
1 上位関連計画の把握	1
(1) 津島市の上位計画の整理	1
(2) 愛知県関連計画の把握整理	6
2 津島市の都市・産業特性	7
(1) 津島市の都市特性	7
(2) 津島市の産業特性	9
(3) 津島市工業の概況	18
3 アンケート調査結果	29
(1) アンケート概要	29
(2) アンケート結果	30
4 企業立地のPULL・PUSH要因等の整理	40
(1) 地理的条件	40
(2) 取引先との関係	40
(3) 雇用環境	41
(4) 企業誘致姿勢	41
5 基本方針	42
(1) 基本的な状況認識	42
(2) 津島市の産業振興にて製造業をターゲットとする背景	42
(3) 誘致戦略の段階的な目標設定	43
(4) 段階的な目標イメージ	44
6 展開施策	44
(1) 工場立地に向けた規制緩和	44
(2) 設備投資に向けた優遇制度の整備	44
(3) 雇用機会増大・市内定住に向けた支援制度の整備、人材の育成・確保	45
(4) 誘致体制の強化	46
(5) 開発及び販路獲得の支援	46
(6) 中核的企業の誘致	46
7 展開施策の実施スケジュール	47
参 考	49
資料-1 津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例	51
資料-2 名古屋市近隣区の工場集積の状況	53

序 調査目的及び調査項目

(1) 調査目的

第4次津島市総合計画（改訂版）で、「3-1 活力ある産業の振興」が標榜されており、企業誘致の推進等を図るものとしている。こうしたなか、まち・ひと・しごと創生法の制定に伴い、地域における雇用機会の拡大が急務となっており、若者、女性の帰住・定着にもつながる、企業誘致のあり方検討が求められている。

本業務では、産業振興、企業誘致に向けた本市の課題を踏まえ、企業誘致（定着も含む）に向けた具体的なアクションプランを含むビジョン策定を行うものである。

(2) 検討項目

- 1 上位関連計画の把握
 - 津島市の上位計画の整理
 - 愛知県関連計画の把握整理
- 2 津島市の都市・産業特性
 - 津島市の都市特性
 - 津島市の産業特性
 - 津島市工業の概況
- 3 アンケート調査結果
 - アンケート概要
 - アンケート結果
- 4 企業立地のPULL・PUSH要因等の整理
 - 地理的条件
 - 取引先との関係
 - 雇用環境
 - 企業誘致姿勢
- 5 基本方針
 - 基本的な状況認識
 - 誘致戦略の段階的な目標設定
- 6 段階目標別の展開施策方針
 - 短期的目標
 - 将来的な目標

1 上位関連計画の把握

(1) 津島市の上位計画の整理

「第4次津島市総合計画（改訂版）」（平成28年4月¹⁾、「津島市都市計画マスタープラン（平成21年10月）」において、企業誘致等を含む産業振興に関して以下のように定めている。

①第4次津島市総合計画・改訂版（平成28年4月予定）

[土地利用計画]

○現状の土地利用特性と課題

（工業系の用途地域）

- ・ 神守東部の工業地域は所々空き地もあるが、概ね土地利用が図られています。今後、工場等の立地には、新たな用地の確保が必要となり、市街化調整区域も含め誘導策を検討します。
- ・ 市内中心部の準工業地域は、住工が混在している現状から、工場等の操業環境と居住環境との共生を図るとともに、適切な用途への見直しを検討する必要があります。

○用途別土地利用方針

（産業創造ゾーン）

- ・ 神守地区の既成工業地域については、地域産業の活性化を図るため、既存工場の高度化を促進するとともに、緑化などを進め周辺に点在する住居の生活環境の向上を図ります。
- ・ 交通利便性に優れた東名阪自動車道蟹江IC至近の白浜地区や主要地方道あま愛西線沿線の宇治地区については、都市計画法第34条第12号²⁾に基づき区域を指定し、新たに指定集積業種（輸送機器関連産業や電気・電子機器関連産業等）の企業の進出が見込まれるため適正に誘導します。
- ・ また、主要幹線道路である西尾張中央道沿線の神守地区については、流通業務施設や生活利便施設等の立地が進んでいることから、今後も技術先端型産業や流通業務関連施設等の立地を周辺環境に配慮しながら誘導します。

¹ 平成23年度から32年度までの10カ年のまちづくりの方針を定めた「第4次津島市総合計画」が平成27年度で前期5カ年を経過するため、同計画は、平成28年4月からの後期5カ年となる「第4次津島市総合計画（改訂版）」に改版される。本計画は、同改訂版を上位計画として、当該計画との整合を確保したものとする。

² 都市計画法第34条12号は、従来、市外調整区域において、開発審査会の議を経て許可していた案件について、条例を定めることで定型的に許可し得ると判断されるもの（指定集積業種）について、審査会の議を経ず定型的な許可をできるようにし、開発行為手続きの合理化、迅速化を図るものである。津島市では、「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」（平成27年4月施行）を定め、同規定を適用できる地域指定等を行った。

〔分野別計画（2. 商工業の振興）〕

○中小企業の活力強化

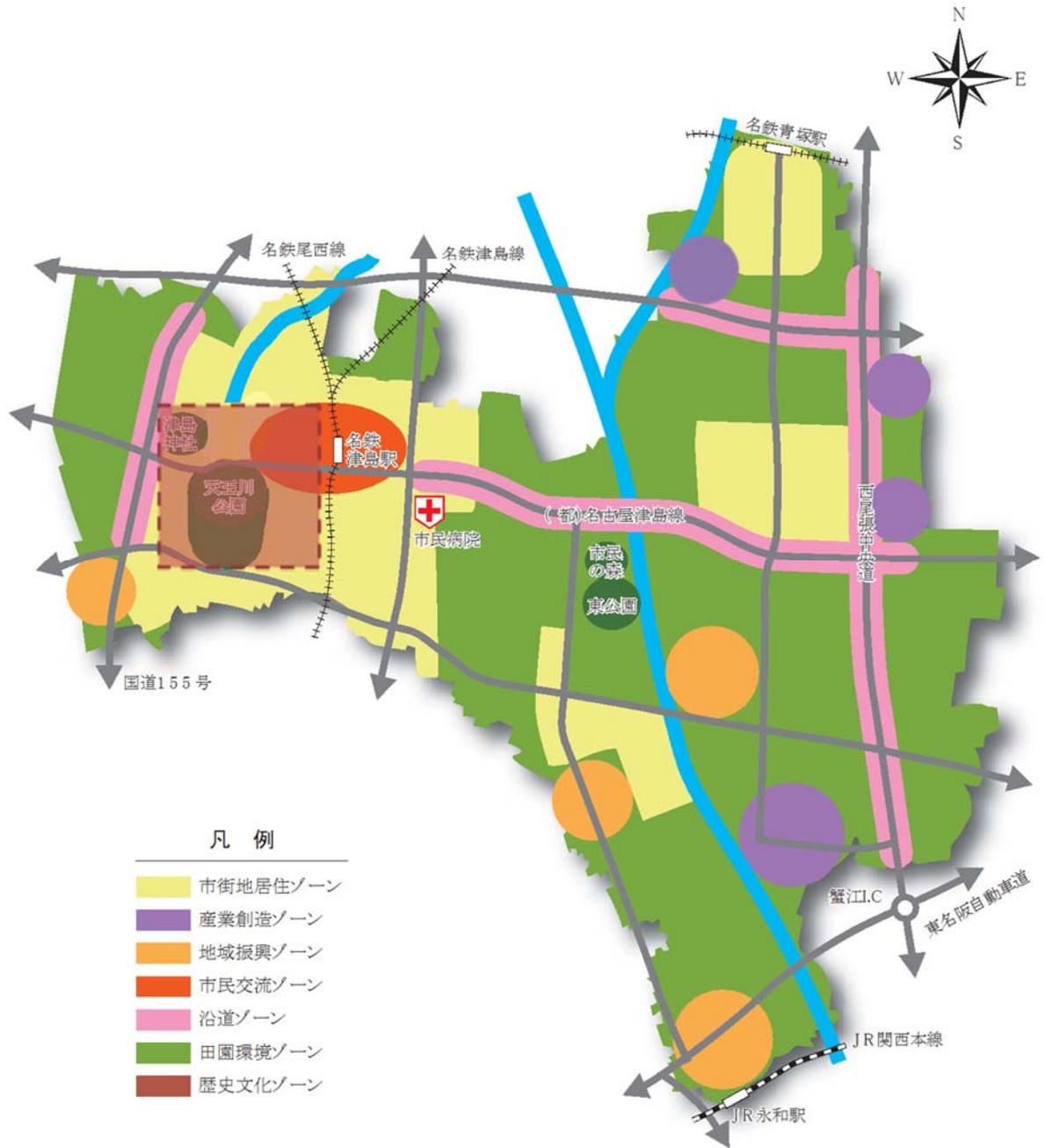
- ・商工会議所などの関連機関と連携して、産業の構造的な転換等に迅速かつ柔軟に対応できるよう、中小企業の経営力の強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。
- ・各種融資制度の周知を図りながら、商工業者が安心して経営できる環境づくりを進めます。
- ・既存企業が行う新たな事業への転換、技術革新への取組みを支援します。
- ・地域特性や交通条件を生かした流通業務・工業生産などの拠点形成を図るとともに、道路等の基盤整備や新規産業の誘導を図ります。
- ・企業誘致基本計画に基づき、企業誘致優遇策の創設や企業ガイドブックによる情報発信を行うなど、企業誘致を推進します。

◇主な取組み

- ・企業立地促進事業
各種優遇制度により新たな企業立地に対する支援を行う。
- ・企業誘致の推進
市内外の企業に対し、きめ細かな企業訪問や情報提供などを行い、企業動向やニーズを把握し、誘致・留置を働きかけるとともに、用地取得、設備投資、新規雇用など、事業の拡大に対する支援を行う。

(以上、企業誘致に関連する部分のみ抜粋)

図表1-1 第4次津島市総合計画 土地利用計画図



②津島市都市計画マスタープラン（平成21年10月）

「津島市都市計画マスタープラン（平成21年10月）」では、土地利用の方針のうち工業地について、「工場等が大半を占める地域であり、今後も住宅等の立地を極力抑制しつつ、現在の良好な操業環境を維持するため、現在の工場等を主体とした土地利用を維持する」としている。

工業物流地区については、「現在の市街化調整区域において、「工業・物流拠点」の形成を目指す。各拠点の将来像及び今後の地権者の土地利活用意向や周辺での施設立地動向等を踏まえながら、具体的な土地利用及びその規制誘導を図る」としている。

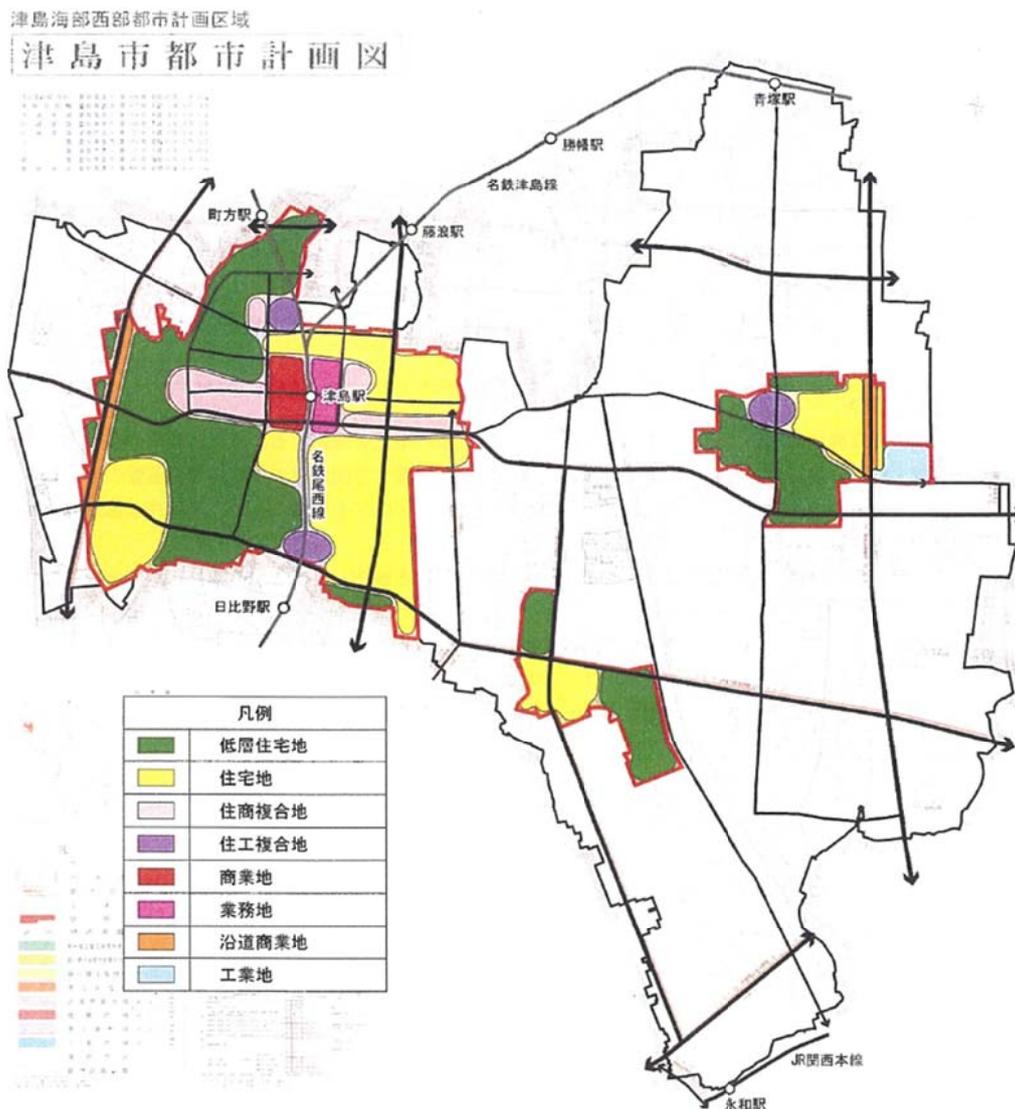
[土地利用の方針]

○市街化区域

(工業地)

- ・これら土地利用の維持に向け、基本的に現在の用途地域を継続するとともに、必要に応じ、地区計画や特別用途地区等の地域地区の指定に努める。

図表1-2 津島市都市計画マスタープラン 土地利用方針図(市街化区域)

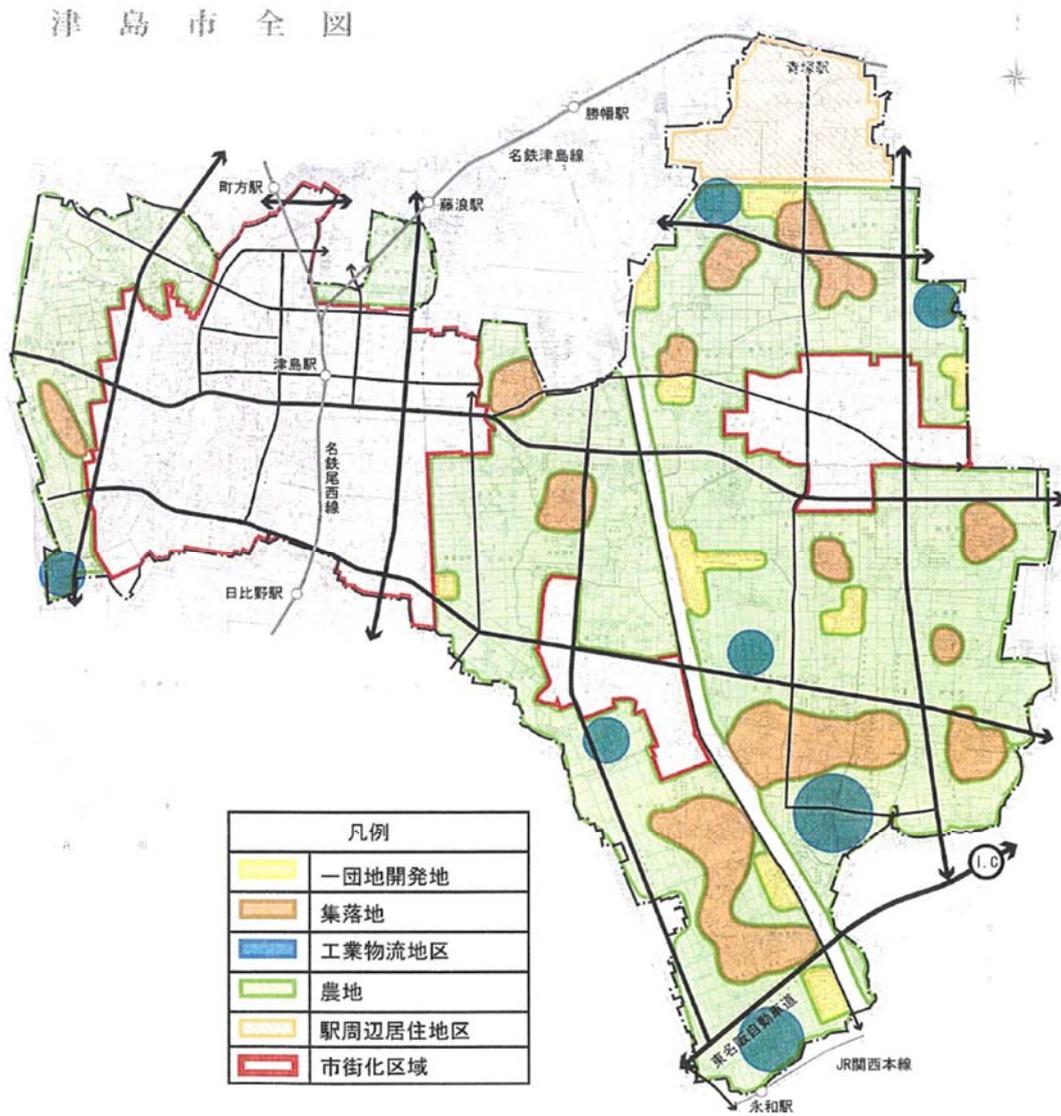


○市街化調整区域

(工業物流地区)

- 面的な市街地整備を行う地区は、整備の見通しが確実にになった段階において、市街化区域に編入し、良好な市街地整備を検討するものとするが、市街化区域編入により難しい場合は、市街化調整区域のまま地区整備を定める等により、「工業・物流拠点」として位置付けた地区を中心に工業・物流施設を誘導する。

図表1-3 津島市都市計画マスタープラン 土地利用方針図(市街化調整区域)



(2) 愛知県関連計画の把握整理

①企業立地促進法基本計画（西尾張地域基本計画）

愛知県では、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（通称：企業立地促進法）に基づき、平成 19 年度に県内に 4 つの「地域産業活性化協議会（会長：愛知県知事）」を設立し、市町村と共同にて、それぞれの基本計画を作成した（平成 25 年 8 月 1 日変更同意〔東尾張地域のみ〕）。本計画によって、指定集積業種に該当する事業者が工場を新增設する場合や事業高度化を図る場合に企業立地促進法税制などの支援策が提供されている。

津島市は、以下のように西尾張地域に含まれており、以下の指定集積業種が指定されている。

企業立地促進法 西尾張地域基本計画（H25－H29 年度）の概要

イ) 集積区域（9 市町村）

一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村

ロ) 指定集積業種

- 繊維関連産業
- 電気・電子機器関連産業
- 輸送機械関連産業
- 物流関連産業
- 農商工連携関連産業

ハ) 重点促進区域 4 箇所（合計 約 1,219ha）

- 弥富市 弥富ふ頭（約 229ha）
- 弥富市 鍋田ふ頭（約 247ha）
- 飛島村 木場金岡ふ頭（約 228ha）
- 飛島村 飛島ふ頭（約 515ha）

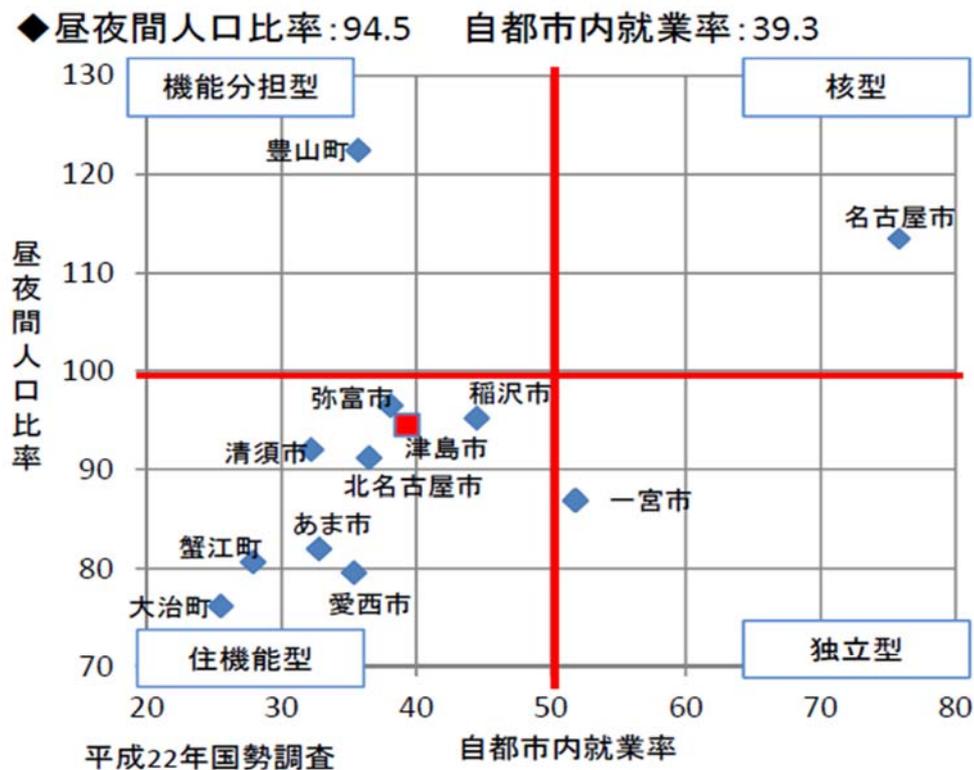
2 津島市の都市・産業特性

(1) 津島市の都市特性

① 昼夜間人口比率と都市内就業率

・津島市の都市特性を国勢調査（平成22年）から分析された愛知県 「データ編 愛知県・市町村の社会経済状況」にて整理した。これを見ると、津島市は自都市内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、ベッドタウン的な性格を有しており、働く場の確保が課題になっている。

図表2-1 昼夜間人口比率及び自都市内就業率について



<※都市の性格分類>

核型 : 自市町村内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能

独立型 : 他都市からの流入が少なく、1都市である程度独立した生活圏を形成

住機能型 : 自市町村内で働く人が少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能

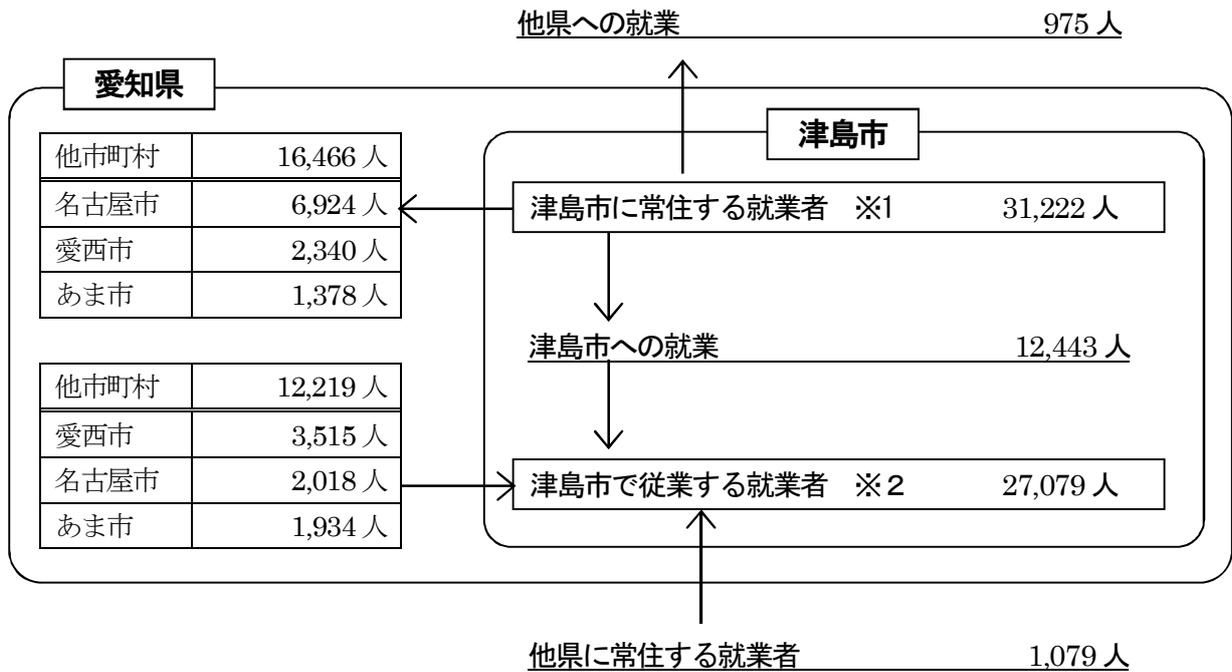
機能分担型 : 自市町村内で働く人は少ないが、就業による他都市からの流入があり昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

資料：愛知県 「データ編 愛知県・市町村の社会経済状況」

②津島市の就業者の流出入

- ・国勢調査（平成 22 年）から、津島市を取り巻く通勤動向をまとめた。津島市に常住する就業者は、31,222 人であるが、半数を超える 16,466 人が愛知県内の他市町村に、975 人が県外に通勤しており、津島市への就業は、12,443 人とどまっている。
- ・通勤の流出先をみると、名古屋市が 6,924 人と多くなっている。

図表2-2 津島市の通勤動向



注 : ※1 従業地「不詳」を含む

※2 従業地「不詳」で津島市に常住している者を含む

資料 : 平成 22 年 国勢調査

(2) 津島市の産業特性

①津島市の産業中分類別従業者数（H24、従業者規模と特化係数）

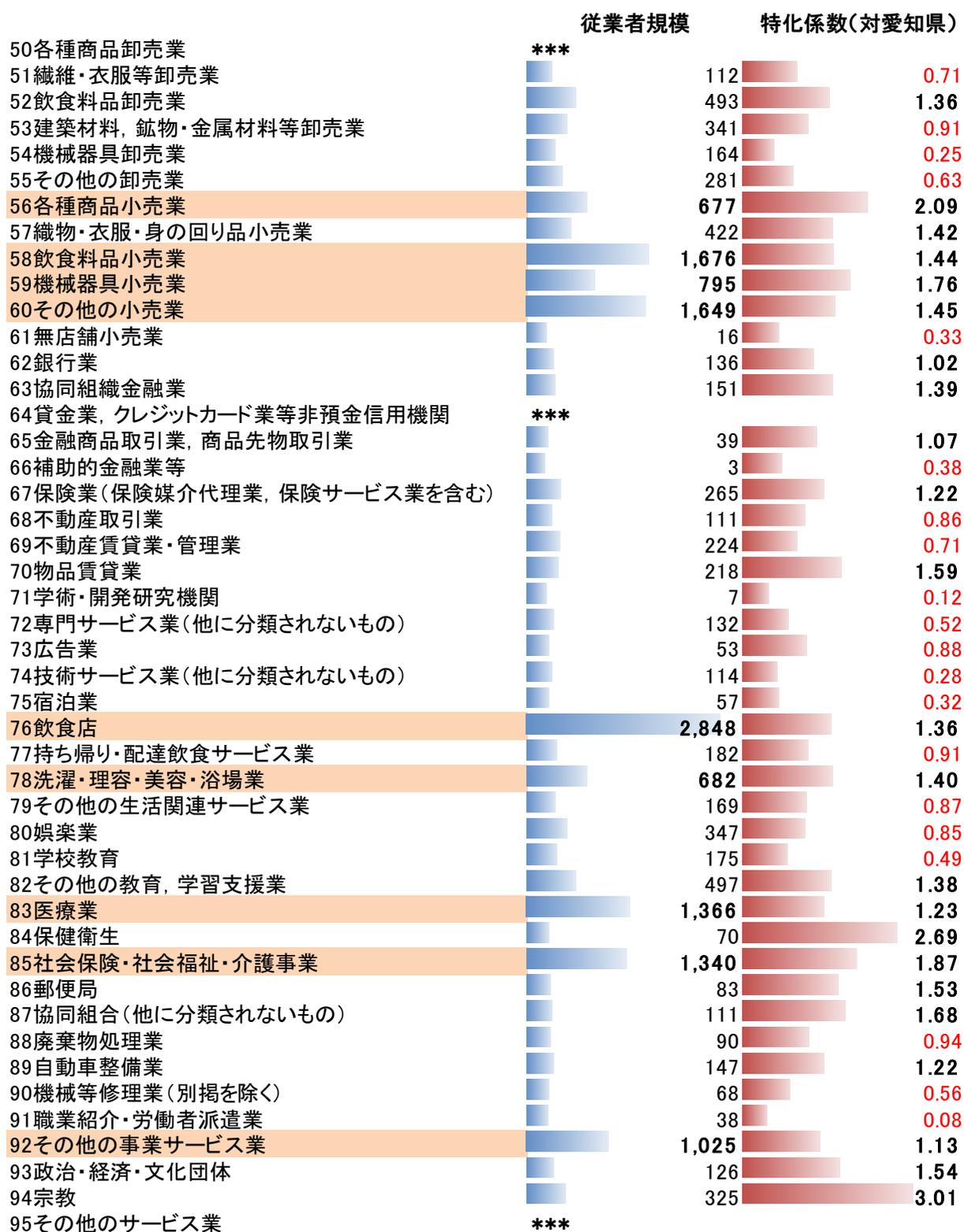
ここでは、平成21年の経済センサスから、津島市の産業特性を把握するため、産業中分類別に従業員規模と対愛知県の特化係数（津島市の産業別構成比を愛知県の同割合で除した数値）を整理した。結果を図表2-3に示した（従業員規模が500名以上、特化係数が1.0以上の産業に網かけを行った）。

津島市の従業員規模を上位業種で見ると、飲食店（2,848人）、飲食料品小売業（1,676人）、その他小売業（1,649人）といった小売・飲食業の従業員規模が大きくなっている。一方で、製造業の従業員規模を見ると、従業員規模の大きい業種でも、繊維工業（531人）、輸送業機器製造業（786人）、生産用機器製造業（620人）であり、小売・飲食業と比べて従業員規模が小さくなっている。

図表2-3 津島市の産業中分類別従業者数と特化係数(H24)



(つづき)



資料:平成21年経済センサスー基本調査

注:従業員規模500人以上、特化係数1.0以上の産業を網かけにした。

②津島市の産業中分類別従業者数の推移（H21 と H24 の増減）

平成 21 年と平成 24 の産業中分類別従業者数の比較をみると、前述の就業規模の大きい業種では、いずれも従業者の増大はみられない。

図表2-4 津島市の産業中分類別従業者数と特化係数(H24)

単位: 人

	H21	H24	H24-H21 増減幅	H24-H21 伸び率
全産業(公務を除く)	25,983	25,213	-770	-3.0%
01農業	124	85	-39	-31.5%
02林業	-	-	-	-
03漁業(水産養殖業を除く)	-	-	-	-
04水産養殖業	-	-	-	-
05鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
06総合工事業	659	596	-63	-9.6%
07職別工事業(設備工事業を除く)	650	580	-70	-10.8%
08設備工事業	567	443	-124	-21.9%
09食料品製造業	192	205	13	6.8%
10飲料・たばこ・飼料製造業	20	27	7	35.0%
11繊維工業	531	458	-73	-13.7%
12木材・木製品製造業(家具を除く)	92	114	22	23.9%
13家具・装備品製造業	159	127	-32	-20.1%
14パルプ・紙・紙加工品製造業	345	227	-118	-34.2%
15印刷・同関連業	129	96	-33	-25.6%
16化学工業	186	185	-1	-0.5%
17石油製品・石炭製品製造業	-	-	-	-
18プラスチック製品製造業(別掲を除く)	206	475	269	130.6%
19ゴム製品製造業	67	41	-26	-38.8%
20なめし革・同製品・毛皮製造業	37	28	-9	-24.3%
21窯業・土石製品製造業	56	13	-43	-76.8%
22鉄鋼業	15	7	-8	-53.3%
23非鉄金属製造業	15	22	7	46.7%
24金属製品製造業	452	510	58	12.8%
25はん用機械器具製造業	110	80	-30	-27.3%
26生産用機械器具製造業	620	613	-7	-1.1%
27業務用機械器具製造業	87	76	-11	-12.6%
28電子部品・デバイス・電子回路製造業	96	-	-	-
29電気機械器具製造業	223	176	-47	-21.1%
30情報通信機械器具製造業	-	-	-	-
31輸送用機械器具製造業	786	539	-247	-31.4%
32その他の製造業	107	100	-7	-6.5%
33電気業	64	66	2	3.1%
34ガス業	21	19	-2	-9.5%
35熱供給業	-	-	-	-
36水道業	8	6	-2	-25.0%
37通信業	44	14	-30	-68.2%
38放送業	81	78	-3	-3.7%
39情報サービス業	20	19	-1	-5.0%
40インターネット附随サービス業	-	-	-	-
41映像・音声・文字情報制作業	3	4	1	33.3%
42鉄道業	20	21	1	5.0%
43道路旅客運送業	164	161	-3	-1.8%
44道路貨物運送業	882	810	-72	-8.2%
45水運業	-	-	-	-
46航空運輸業	-	-	-	-
47倉庫業	105	2	-103	-98.1%
48運輸に附帯するサービス業	2	84	82	4100.0%
49郵便業(信書便事業を含む)	213	205	-8	-3.8%

(つづき)

単位:人

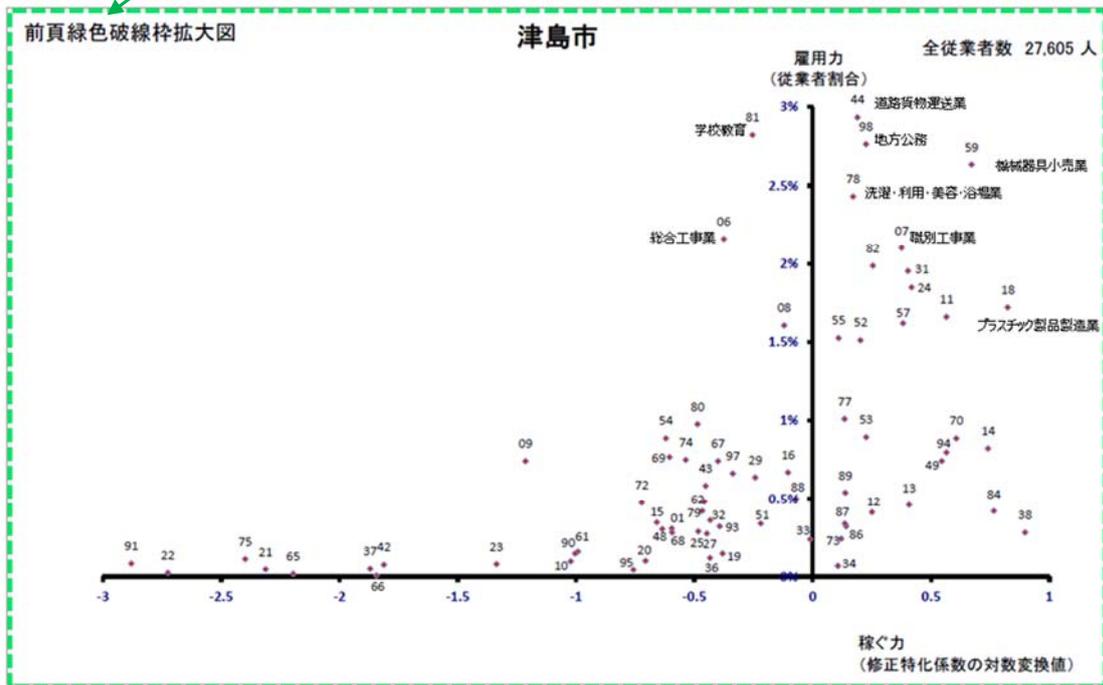
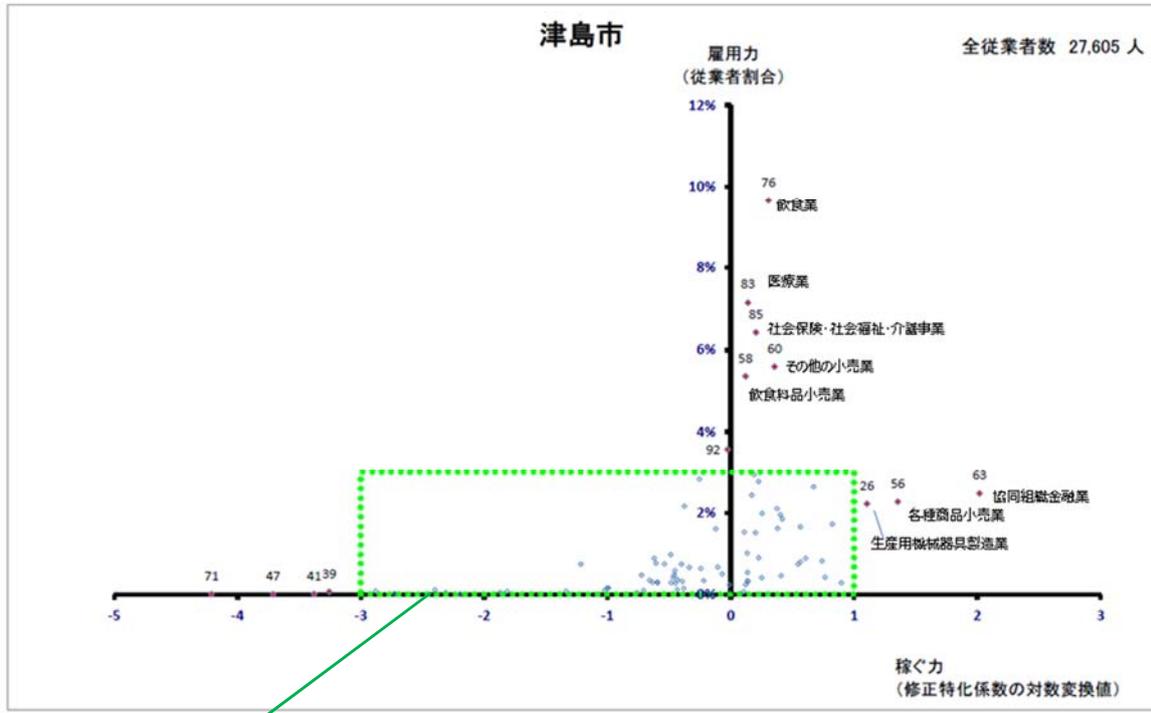
	H21	H24	H24-H21 増減幅	H24-H21 伸び率
50各種商品卸売業	-	-	-	-
51繊維・衣服等卸売業	112	94	-18	-16.1%
52飲食料品卸売業	493	417	-76	-15.4%
53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	341	247	-94	-27.6%
54機械器具卸売業	164	245	81	49.4%
55その他の卸売業	281	421	140	49.8%
56各種商品小売業	677	627	-50	-7.4%
57織物・衣服・身の回り品小売業	422	447	25	5.9%
58飲食料品小売業	1,676	1,479	-197	-11.8%
59機械器具小売業	795	727	-68	-8.6%
60その他の小売業	1,649	1,544	-105	-6.4%
61無店舗小売業	16	44	28	175.0%
62銀行業	136	133	-3	-2.2%
63協同組織金融業	151	682	531	351.7%
64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	-	-	-	-
65金融商品取引業、商品先物取引業	39	5	-34	-87.2%
66補助的金融業等	3	2	-1	-33.3%
67保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	265	205	-60	-22.6%
68不動産取引業	111	78	-33	-29.7%
69不動産賃貸業・管理業	224	212	-12	-5.4%
70物品賃貸業	218	245	27	12.4%
71学術・開発研究機関	7	2	-5	-71.4%
72専門サービス業(他に分類されないもの)	132	131	-1	-0.8%
73広告業	53	67	14	26.4%
74技術サービス業(他に分類されないもの)	114	106	-8	-7.0%
75宿泊業	57	30	-27	-47.4%
76飲食店	2,848	2,665	-183	-6.4%
77持ち帰り・配達飲食サービス業	182	247	65	35.7%
78洗濯・理容・美容・浴場業	682	671	-11	-1.6%
79その他の生活関連サービス業	169	115	-54	-32.0%
80娯楽業	347	270	-77	-22.2%
81学校教育	175	126	-49	-28.0%
82その他の教育、学習支援業	497	545	48	9.7%
83医療業	1,366	1,471	105	7.7%
84保健衛生	70	60	-10	-14.3%
85社会保険・社会福祉・介護事業	1,340	1,639	299	22.3%
86郵便局	83	89	6	7.2%
87協同組合(他に分類されないもの)	111	94	-17	-15.3%
88廃棄物処理業	90	60	-30	-33.3%
89自動車整備業	147	149	2	1.4%
90機械等修理業(別掲を除く)	68	41	-27	-39.7%
91職業紹介・労働者派遣業	38	21	-17	-44.7%
92その他の事業サービス業	1,025	986	-39	-3.8%
93政治・経済・文化団体	126	89	-37	-29.4%
94宗教	325	220	-105	-32.3%
95その他のサービス業	-	-	-	-

: 増減幅50人以上かつ伸び率20%以上
 : 増減幅-50人以上かつ伸び率-20%以上
 資料: 経済センサス

③総務省統計局分析「地域の産業・雇用創造チャート」にみる津島市の“稼ぐ力と雇用力”

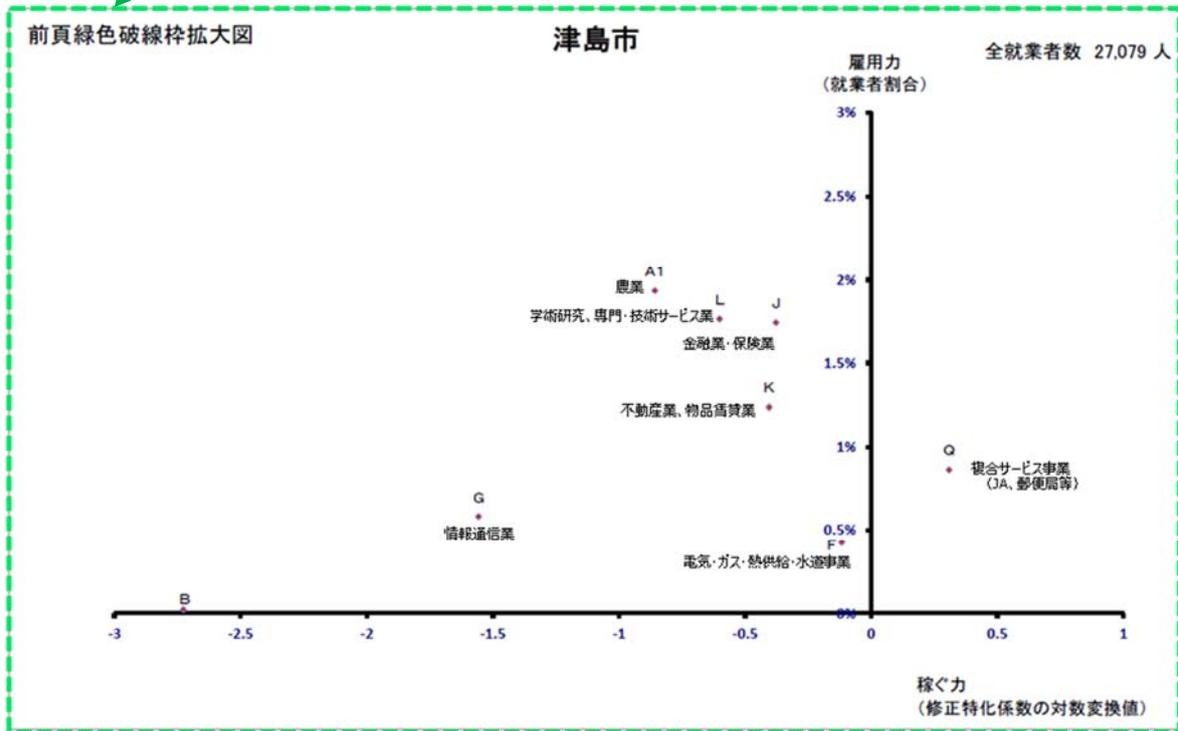
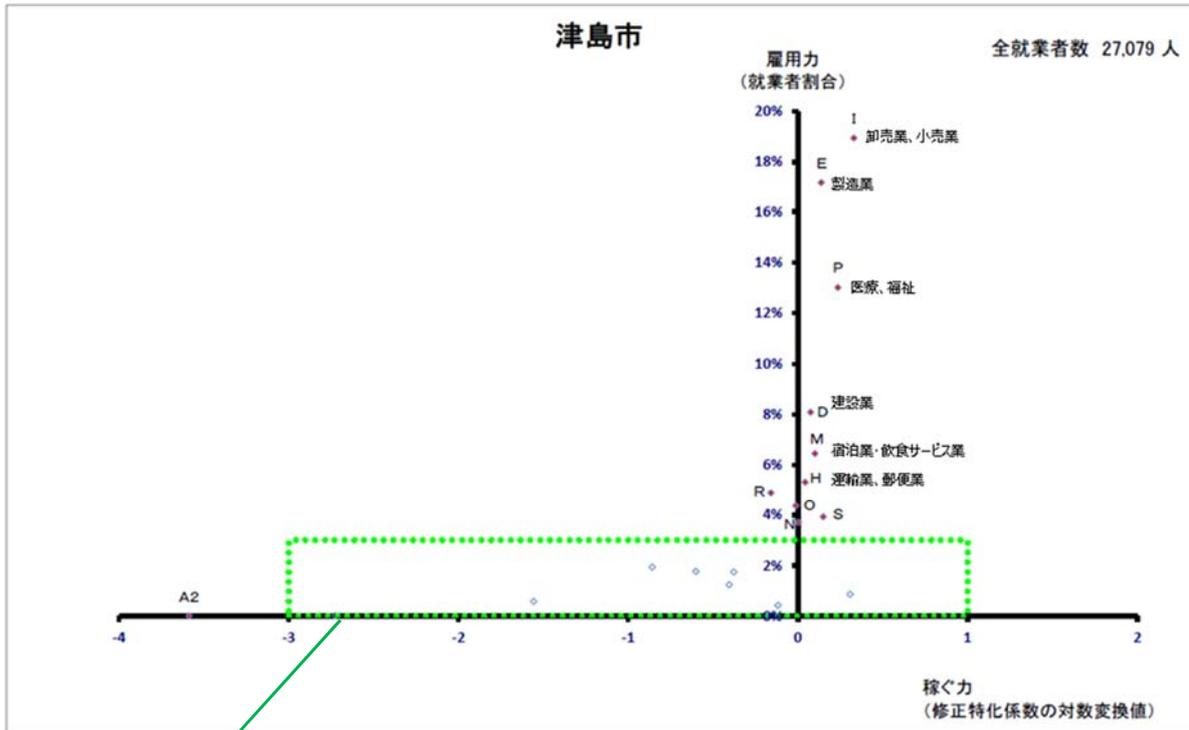
経済センサス、国勢調査をもとに、国がまとめた「地域の産業・雇用創造チャート」にて、津島市の「稼ぐ力と雇用力」のある業種をみると、雇用力と稼ぐ力の双方を備えた産業が不足していることがわかる。

図表2-5 経済センサス(H24)からみた稼ぐ力と雇用力(特化係数)



資料：総務省統計局「地域の産業・雇用創造チャート―統計で見る稼ぐ力と雇用力―」(H27.5)

図表2-6 国勢調査(H22、就業地ベース)からみた稼ぐ力と雇用力(特化係数)



資料：総務省統計局「地域の産業・雇用創造チャート ー統計で見る稼ぐ力と雇用力ー」(H27.5)

語句及び図表の説明(総務省統計局公表資料より作成)

○地域の産業・雇用創造チャートー統計で見る稼ぐ力と雇用力の概要

総務省は、これまでに国勢調査及び経済センサスといった全数調査を実施し、市町村単位の集計結果を広く提供してきたところです。今般、政府を挙げた地方創生への取組が進められる中で、政府全体のオープンデータ推進のトップランナーである総務省統計局は、経済理論に沿って、既に公表しているこれらのデータ※を用いて、加工・グラフ化し、市町村ごとに「地域の産業・雇用創造チャート」として提供することとしました。公表済みのデータをより使いやすい形に加工してオープンデータ化することにより、大学や民間企業、地方公共団体を含めた幅広い方々に御利用いただけます。

※ 平成 21 年経済センサス - 基礎調査、平成 24 年経済センサス - 活動調査及び平成 22 年国勢調査の市町村ごとの集計結果を、平成 26 年 12 月 26 日に公表した平成 23 年 (2011 年) 産業連関表 (速報) 結果を活用して計算。

○語句説明

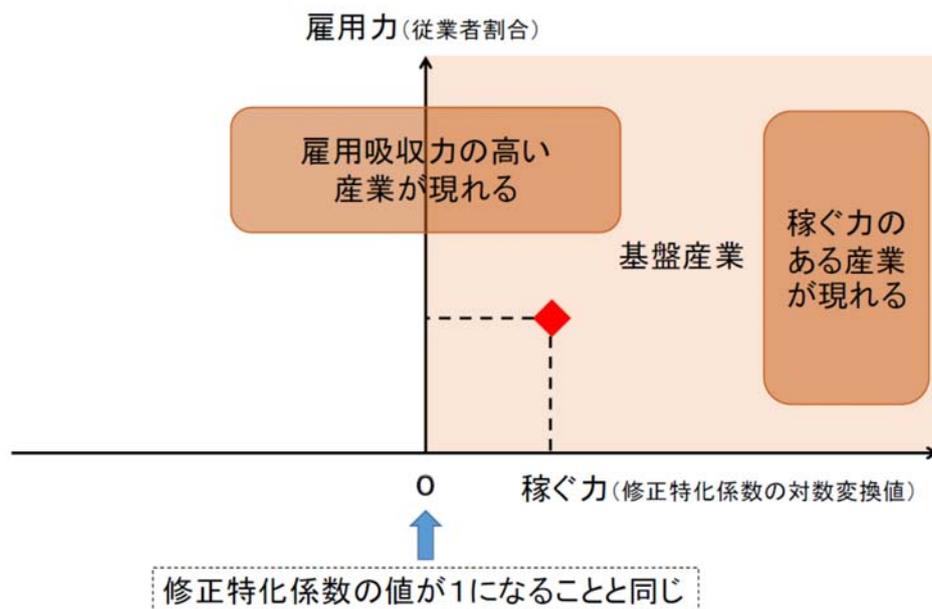
修正特化係数

- ・具体例にて説明

奈良県の繊維工業従事者比率 (約 1.7%) を日本全体の繊維工業従事者比率 (約 0.7%) で割った値 (約 2.5) が奈良県の繊維工業の特化係数。修正特化係数はそれを輸出入額で調整したもの

- ・修正特化係数(※)が 1 より大きな産業が地域の外から稼いでいる産業 (基盤産業) の目安 (図表では対数変換を行っているため、0 が修正特化係数の値が 1 になることと同じ)

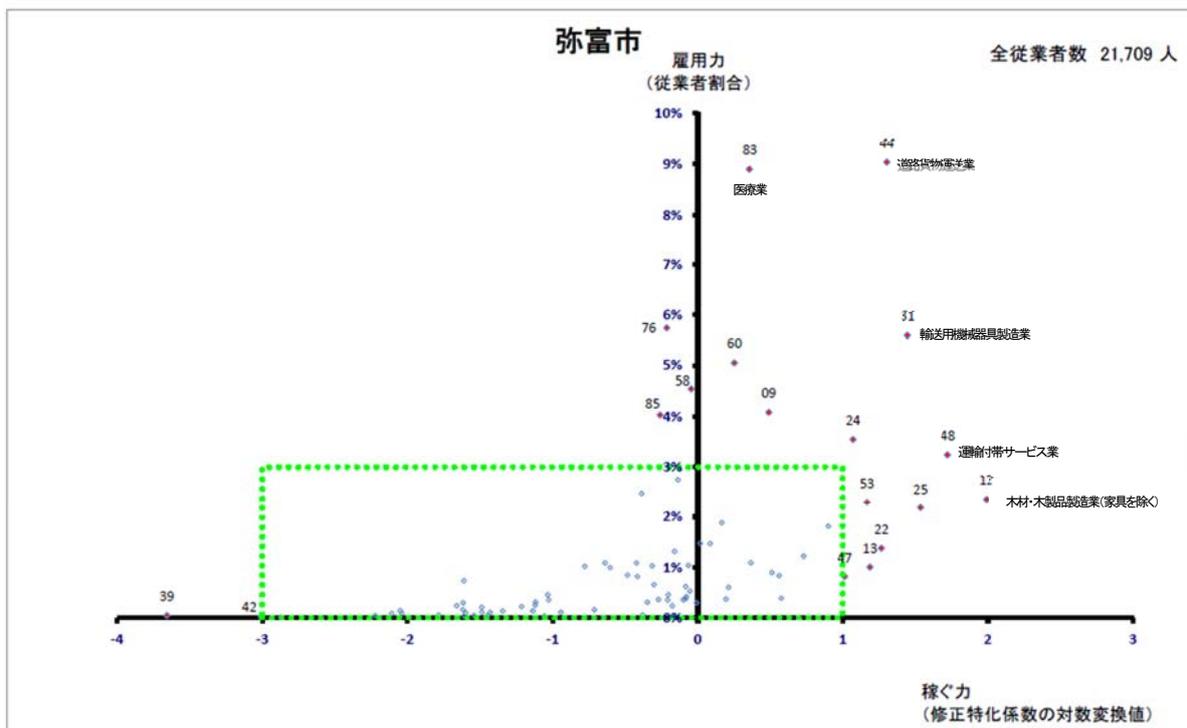
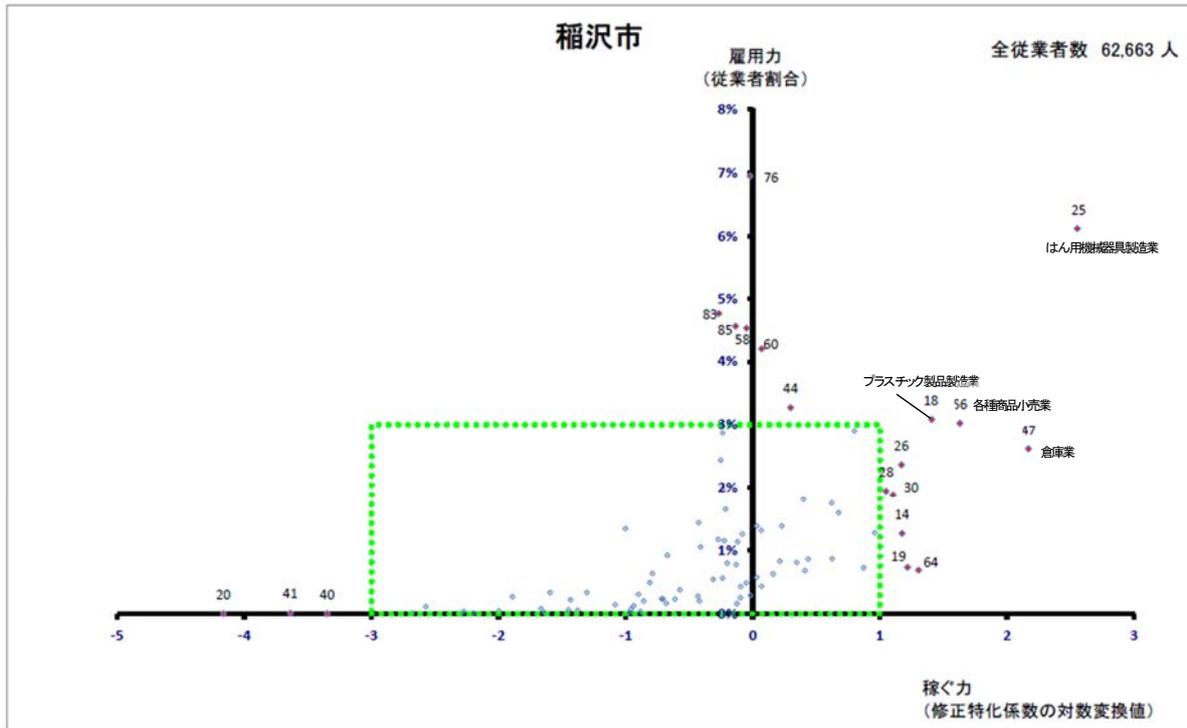
グラフを描いてみよう



出典：中村 (岡山大学) 「地域産業構造の見方、捉え方」 (総務省 HP)

(参考 周辺都市の状況)

周辺都市では、稲沢市のはん用機器製造業、弥富市の道路貨物運送業や輸送用機械器具製造業などに稼ぐ力と雇用力を兼ね備えた産業がみられる。



(3) 津島市工業の概況

①事業所数、従業者数、製造品出荷額等の現状

○平成25年現在、事業所数166事業所、従業者数4,190人、製造品出荷額等880億円である。愛知県に占める従業者割合は0.5%であり、国勢調査にみる全就業者割合0.9%と比べて低いものとなっている。

図表2-7 津島市及び西尾張の工業の現況

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (事業所)	県内 構成比	実数 (人)	県内 構成比	実数 (百万円)	県内 構成比
津島市	166	1.0%	4,190	0.5%	88,048	0.2%
西尾張	2,228	13.0%	67,374	8.5%	2,254,527	5.4%
愛知県	17,187	100.0%	789,092	100.0%	42,001,844	100.0%

※西尾張：一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
資料：工業統計（平成25年）

図表2-8 国勢調査にみる津島市の産業別就業者数(常住ベース、15歳以上)

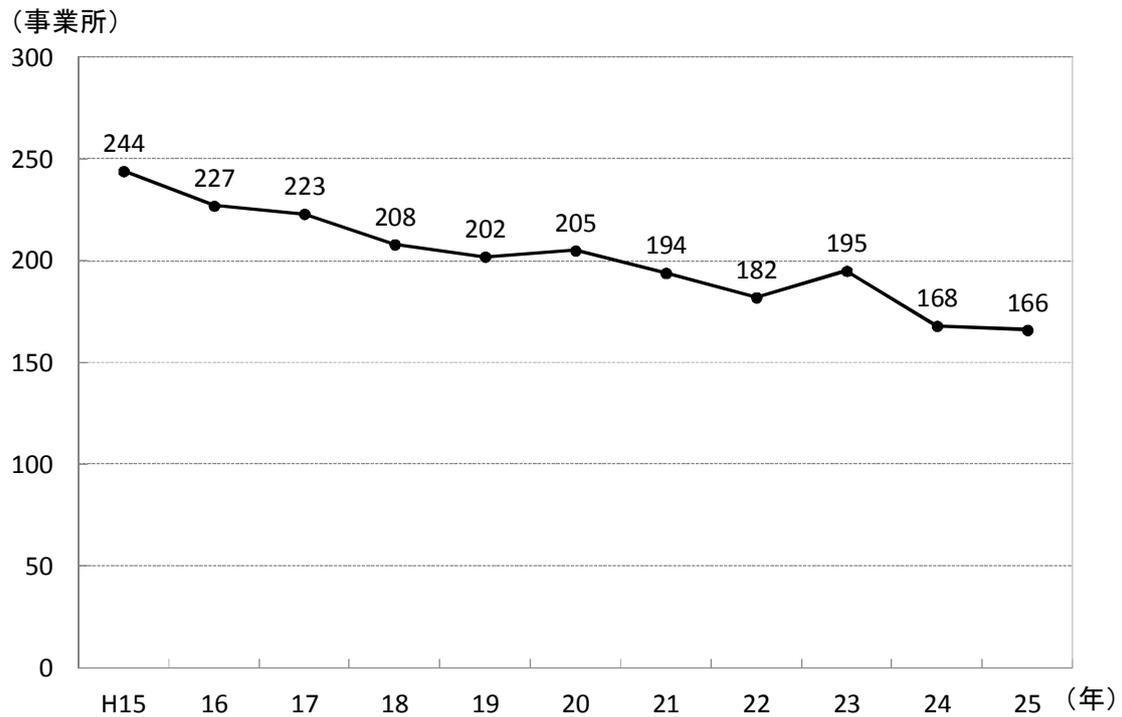
	製造業 就業者数			全就業者数	
	実数 (人)	県内 構成比	全就業者 に対する割合	実数 (人)	県内 構成比
津島市	6,345	0.7%	20.3%	31,222	0.9%
西尾張	86,143	9.6%	21.8%	395,608	10.8%
愛知県	900,869	100.0%	24.5%	3,676,174	100.0%

資料：国勢調査（平成22年）

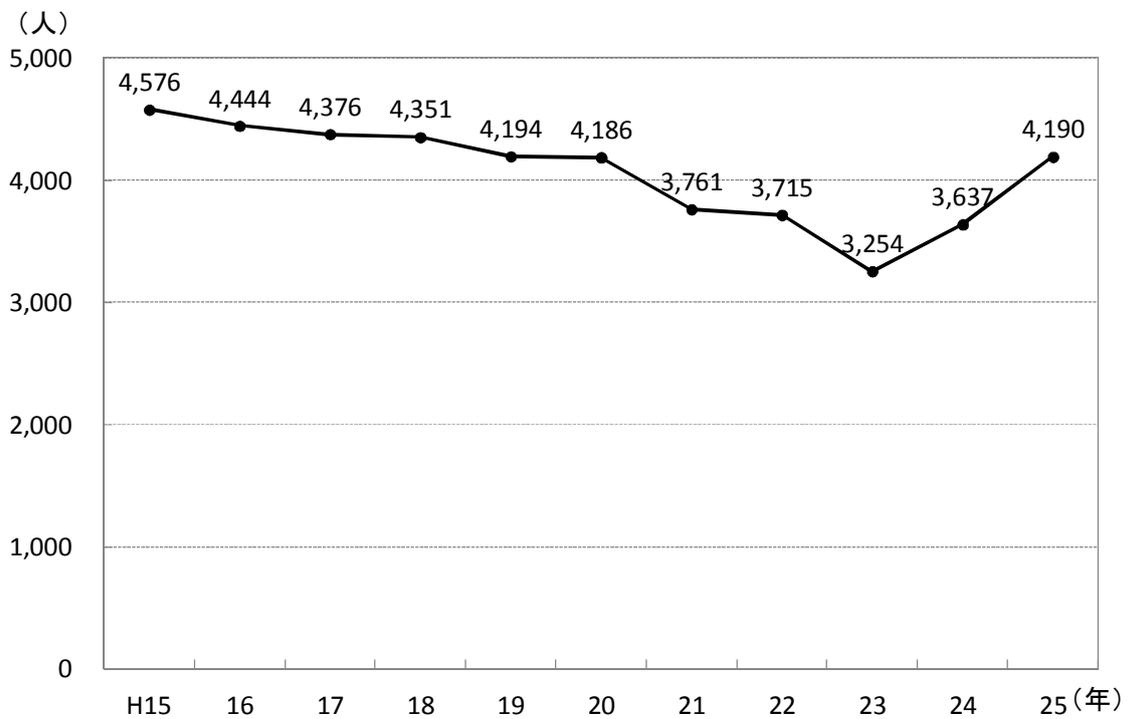
②事業所数、従業者数、製造品出荷額等の近年の推移

- ・事業所数の推移をみると（図表2-9）、漸減の状況にあり、10年前（平成15年）と比べて32%の減少になっている。
- ・従業者数の推移をみると（図表2-10）、リーマンショックを契機に大きく減少したが、近年は拡大傾向にあり、リーマンショック前の水準に戻りつつある。
- ・製造品出荷額等の推移をみると（図表2-11）、リーマンショック時に大きく減少しているが、近年は増加傾向もあり、リーマンショック前の水準に戻りつつある。
- ・工業用地敷地面積の推移をみると（図表2-12）、リーマンショック時に減少しているが、近年は増加傾向にある。
- ・工業効率（敷地あたりの生産性）の推移をみると（図表2-13）、リーマンショック時に減少しており、その後、復調の傾向はみられるものの、リーマンショック前の水準には戻っていない。

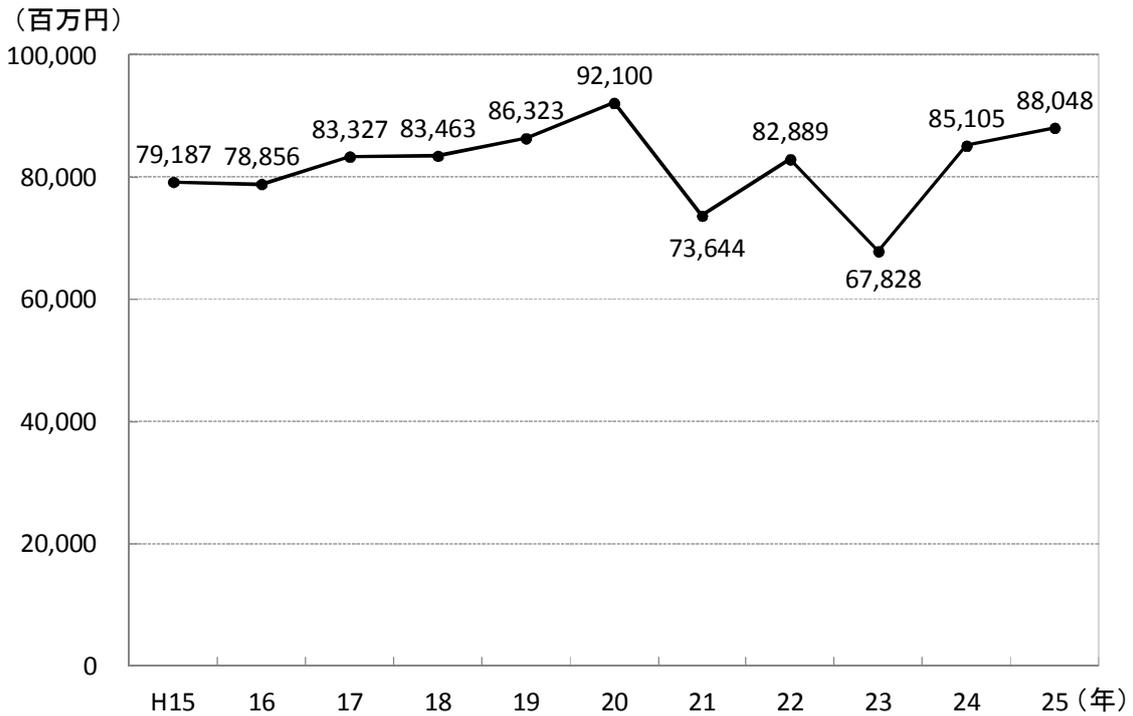
図表2-9 津島市製造業の事業所数の推移



図表2-10 津島市製造業の従業者数の推移

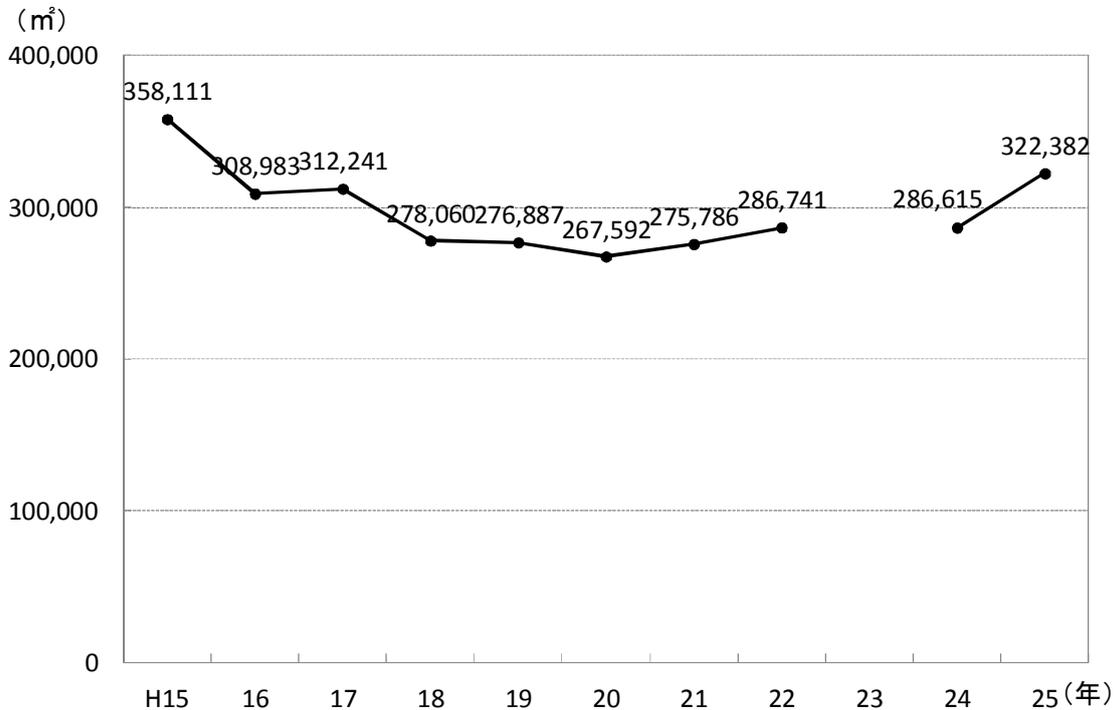


図表2-11 津島市製造業の製造品出荷額等の推移



資料：H23は経済センサス、その他は工業統計

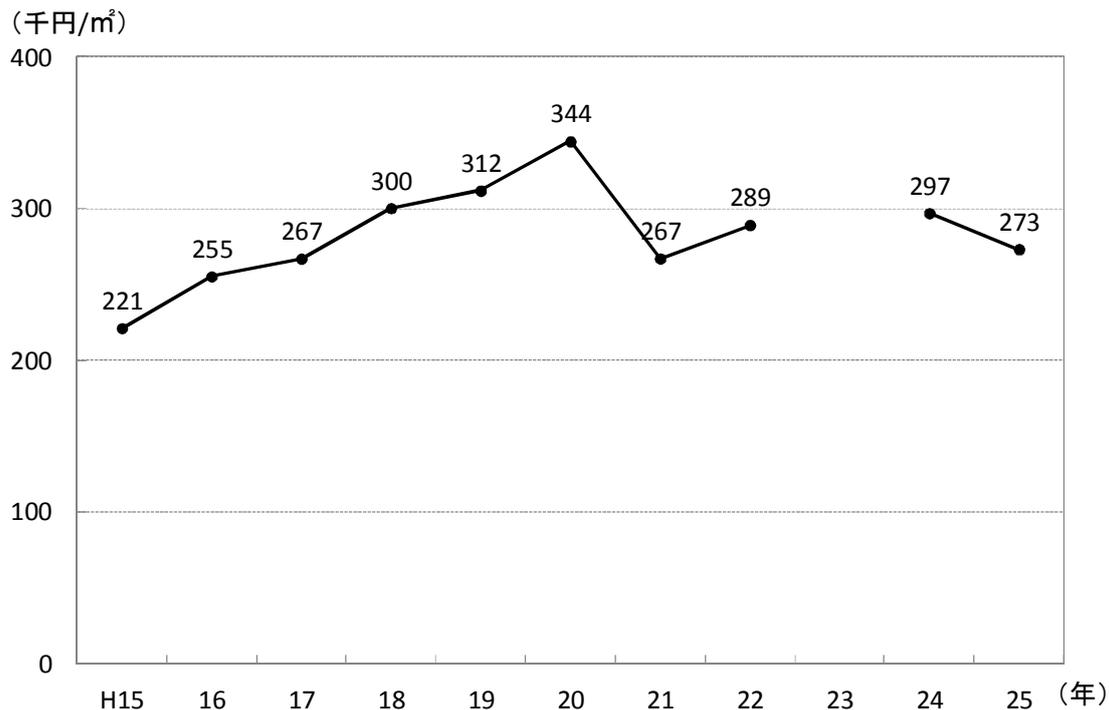
図表2-12 津島市製造業の工業用地敷地面積の推移



※H23は工業統計が行われておらず、経済センサスにもデータなし。

資料：工業統計

図表2-13 津島市製造業の工業効率(敷地あたりの生産性)の推移



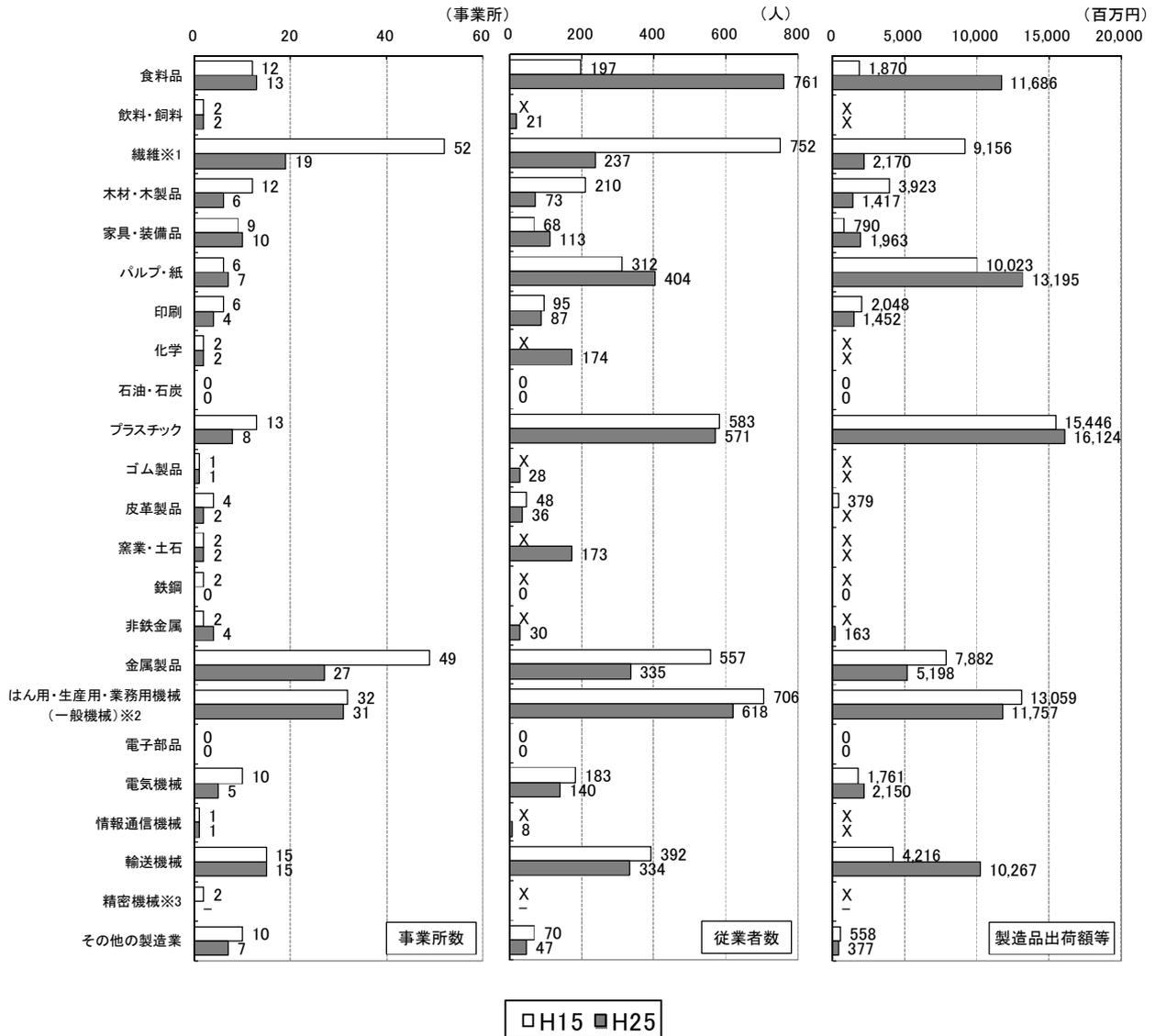
※H23 は工業統計が行われておらず、経済センサスにもデータなし。

資料：工業統計

③業種構造

- 事業所数で見ると、はん用・生産用・業務用機械・一般機械 (31 事業所)、金属製品 (27 事業所)、繊維 (19 事業所) が多い状況にあるが、近年、いずれの業種も事業所の数を減らしている。とくに繊維は、10 年前 (平成 15 年) と比べて 1/3 の規模になっている。
- 従業者数で見ると、食料品 (761 人) が多く、次いで、はん用・生産用・業務用機械・一般機械 (618 人)、プラスチック (571 人)、パルプ・紙 (404 人) となっている。10 年前 (平成 15 年) は、繊維が 752 人と最も多かったが、現在は 237 人と 1/3 の規模になっている。金属製品も 557 人から 335 人に従業者数を減らしている。
- 製造品出荷額等で見ると、プラスチック (16,124 百万円) が多く、次いで、パルプ・紙 (13,195 百万円)、はん用・生産用・業務用機械・一般機械 (11,757 百万円)、食料品 (11,686 百万円) となっている。10 年前 (平成 15 年) との比較では、パルプ・紙、プラスチック、輸送機械が増加している。
- 特化係数 (市の製造業の中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等の構成比を全国の同構成比で割った数値) から、津島市の産業構造の特徴をみると、事業所数では、家具・装備品、非鉄金属、皮革製品、繊維、輸送機械が高く、従業者数では、パルプ・紙、皮革製品、プラスチック、家具・装備品が高く、製造品出荷額等では、パルプ・紙、家具・装備品、プラスチック、生産用機械が高くなっている。

図表2-14 業種別事業所数、従業者数、製造品出荷額等(H15とH25の比較)



※「X」：事業所数が2以下の場合及び事業所数が3以上であっても前後の関係から他の秘匿箇所が明らかになる場合、その集計数値を統計法により秘匿したもの。

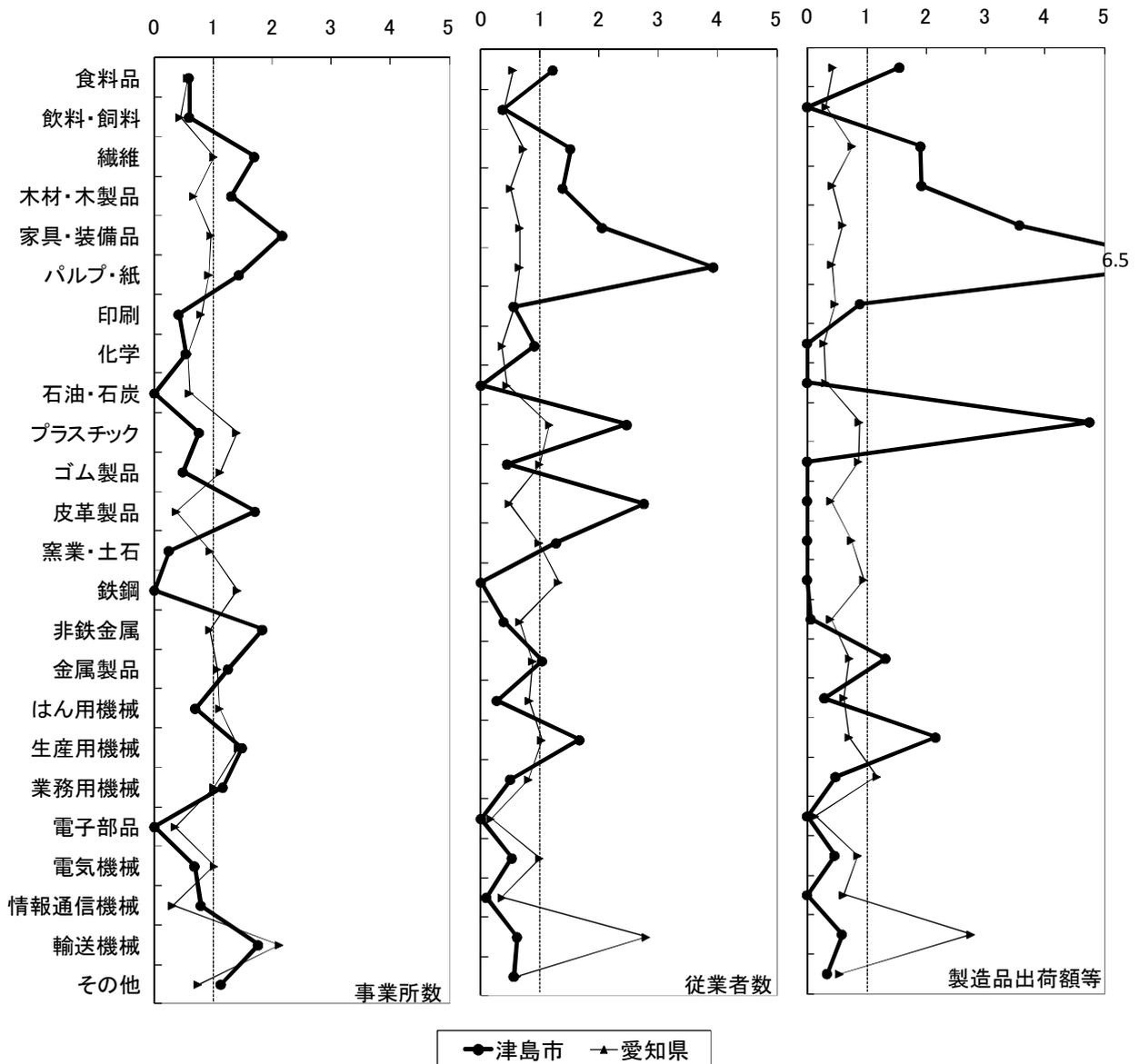
※1 H19の改正により「衣服」が廃止され、「繊維」に編入となったため合算した。

※2 H19の改正により「一般機械」が「はん用機械」「生産用機械」「業務用機械」に分かれたので合算した。

※3 H19の改正により「精密機械器具製造業」は「業務用機械器具」「その他」へ編入された。

資料：工業統計

図表2-15 中分類特化係数にみる産業構造



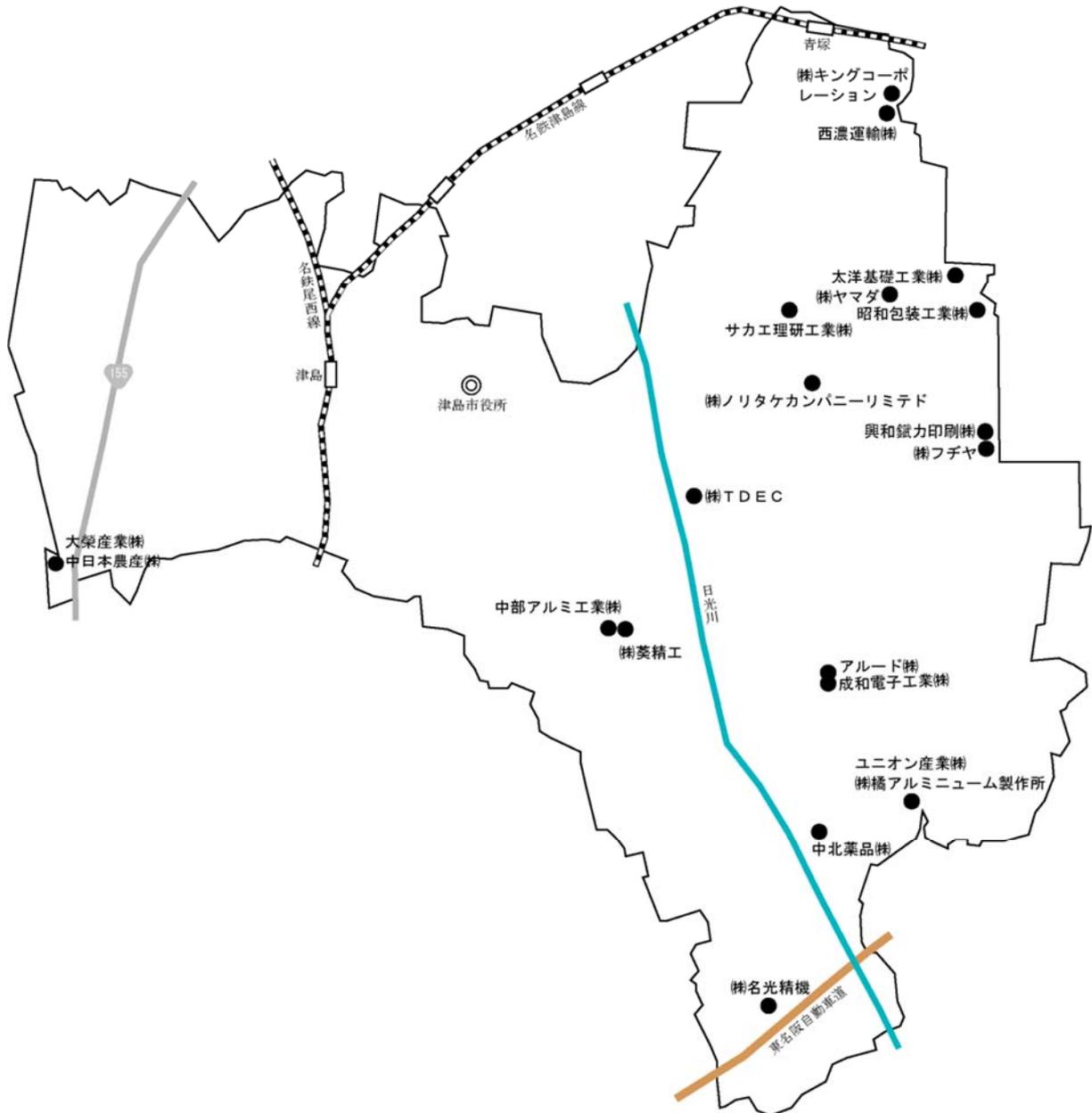
※製造業の中分類別事業所数、従業者数、製造品出荷額等の構成比を全国の値で除した値を特化係数としてプロットしたもの

資料：工業統計（平成25年）

④大規模工場の分布状況

津島市の大規模工場の分布をみると、市域東側に分布している。(株)ノリタケカンパニーリミテド、興和鋳力印刷(株)、(株)フヂヤ（いずれも神守町内）を除き、市街化調整区域に立地している。

図表2-16 津島市の大規模工場の分布状況

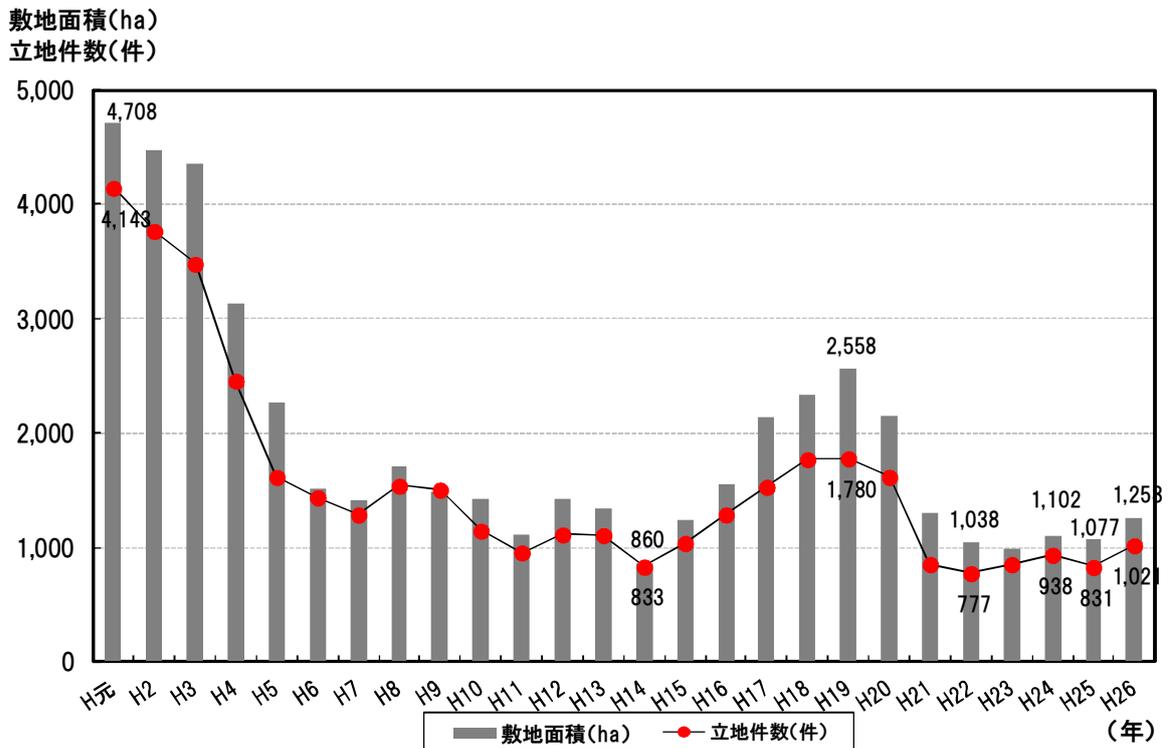


⑥工場立地の動向

1) 全国の工場立地動向

経済産業省工場立地動向調査（1,000 m²以上用地の工場立地取得ベース）から全国の工場立地の動向をみると、リーマンショック以降、大きく立地件数、立地面積を減少させているが、直近では、復調傾向もみられ、円安等の経済情勢に支えられる形で、設備投資の拡大の動きがみられる。

図表2-18 全国の工場立地動向



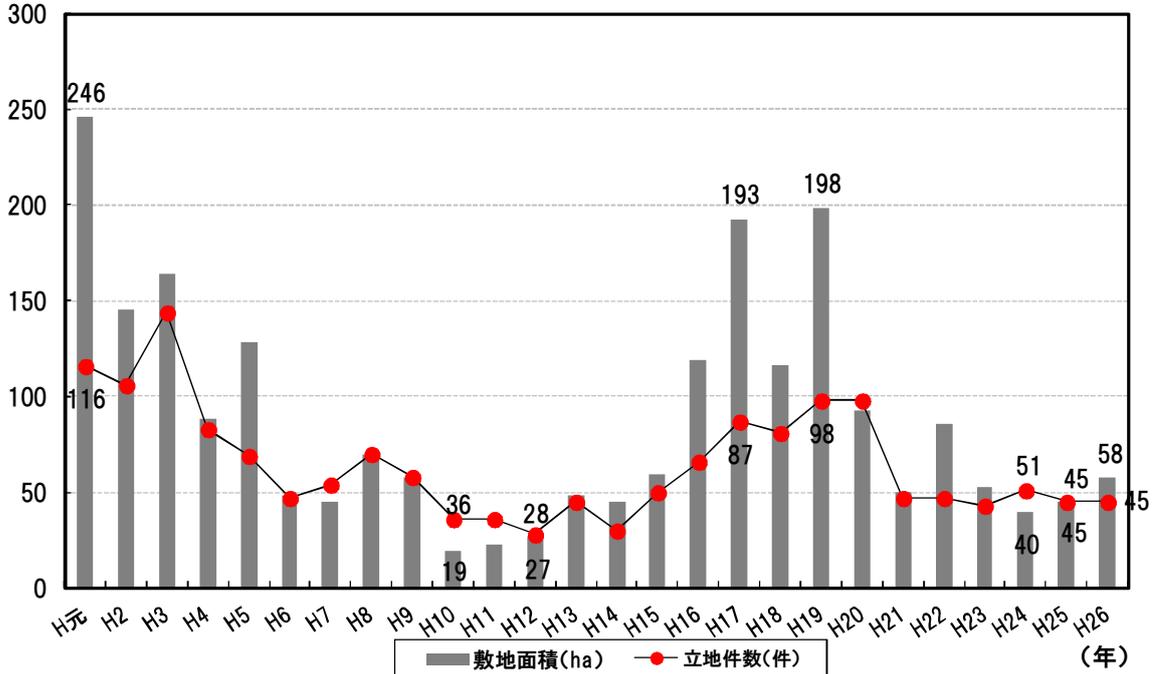
2) 愛知県の工場立地動向

同じく工場立地動向調査から愛知県の工場立地の動向をみると、リーマンショック以降、大きく立地件数、立地面積を減少させたが、近年は横ばいの状況になっている。

但し、平成不況、複合不況と呼ばれた平成10年～12年当時と比べて、最近5～6カ年は堅調に推移を示しており、設備更新等による立地が期待できる状況になっている。

敷地面積(ha)
立地件数(件)

図表2-19 愛知県の工場立地動向



注：1)平成 26 年は速報値、2)電気業を除く
資料：工場立地動向調査

3) 津島市の立地動向（建築確認申請ベース）

企業立地動向調査は、市町村データは公表されていないため、建築確認申請ベースにて、津島市の立地動向の把握を行った。企業立地動向調査は、1,000 m²以上用地の工場立地取得に限定されたものであり、地元中小・中堅企業、物流事業者の立地動向は対象としていないが、建築確認申請は、小規模事業者の工場、物流施設も含まれる。

年度によって、数値の変動がみられるものの、最近4カ年（平成 23 年度以降）でみると、工場及び倉庫で、着工件数は3～7件、床面積では、2,000～3,000 m²となっており、近年は工場建設が進んでいないことがわかる。

なお、直近5年の設備投資の業界紙（「FCNEWS」重化学工業通信社）から海部地域の設備投資状況を確認したが、津島市内での設備投資は確認できなかった。

図表2-20 津島市の工場及び作業場、倉庫の建築着工の推移(使途別)

単位 棟、m²

年度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
工場及び 作業場	件数	8	9	9	4	3	7	3	5	4	7
	床面積	2,772	7,849	4,193	2,487	3,677	21,632	3,183	873	2,012	3,046
倉庫	件数	10	1	4	6	4	3	4	1	5	6
	床面積	2,978	27	131	635	607	175	215	52	850	655

資料：愛知県

図表2-21 海部地域への設備投資の状況

年	企業名	本社所在地	建設地市町村	面積(m ²)	用途
平成22年	アオキスーパー	愛知県津島市	弥富市	40,165	物流施設
	愛西市	愛知県愛西市	愛西市	5,500	その他(給食センター)
	あしべや菜食	愛知県愛西市	愛西市	4,950	工場
平成23年	オリックス不動産	東京都港区	弥富市	9,542	物流施設
	東陽倉庫	愛知県名古屋市中村区	弥富市	14,500	物流施設
平成24年	東亜鉄工建設	愛知県弥富市	弥富市	1,020	工場
	津島市	愛知県津島市	津島市	8,448	その他(学校給食共同調理場)
	津島市	愛知県津島市	津島市	7,847	その他(学校給食共同調理場)
平成25年	日本トランスシティ	三重県四日市市	飛島村	18,000程度	物流施設
	川崎重工業	東京都港区	弥富市	57,000程度	工場
平成26年	ダイセキ環境ソリューション	愛知県名古屋市港区	弥富市	15,000	物流施設
	三菱倉庫	東京都中央区	飛島村	56,200	物流施設
	あま市	愛知県あま市	あま市	9,400	その他(学校給食センター)
	築港	兵庫県神戸市	弥富市	不詳	物流施設
	三菱電機ロジスティクス	東京都渋谷区	弥富市	19,361	物流施設
	ミノヤランチサービス	愛知県尾張旭市	あま市	不詳	工場
平成27年	デリカフーズ	東京都足立区	弥富市	不詳	工場
	東亜鉄工建設	愛知県弥富市	弥富市	不詳	工場

※海部：あま市、大治町、津島市、愛西市、蟹江町、弥富市、飛島村

資料：重化学工業通信社「FCNEWS」（平成22年以降を整理）

3 アンケート調査結果

(1) アンケート概要

①実施時期及び発送・回収数

【実施期間】 発送日：平成 27 年 9 月 9 日 回収日：平成 27 年 10 月 15 日

【発送数】 407 件

【回収数】 95 件（回収率 23.3%）

②配布先について

アンケート票は、津島市内に本社、事業所のある企業に送付

商工会議所会員企業に送付

ゼンリン住宅地図から 1,000 m²以上の敷地が確認された事業所

③アンケート結果の概要

○行政の企業支援事業等の活用について、「取引先の銀行」、「税理士・会計士事務所」「津島商工会議所」を窓口と考える企業が多い状況であるが、実際に利用したことがないとする企業が 65%以上であった。企業誘致優遇制度等を含む企業支援事業等に関する情報提供は、銀行、税理士・会計士及び商工会議所等との連携を図り、PR 展開していくことが求められている。

○企業活動支援にて期待する分野は、「新ビジネス・新事業への展開」、「技術開発」、「資金繰り」、「雇用・採用」であった。期待する機能については、「補助金・助成金の情報提供」が約過半を占めている。必要と考える施策についても、「雇用・人材支援」について多くのニーズ（55%）が寄せられた。

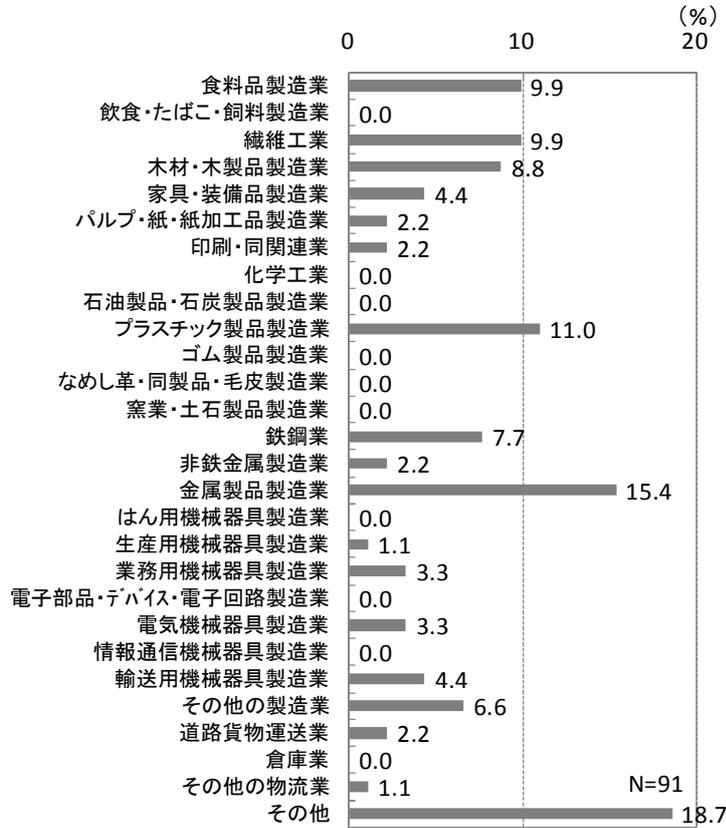
○拡張用地や新設用地などの必要性について、用地取得に前向きな意向は約 3 割であり、過去の類似意向調査と比べて、大きなニーズがみられ、津島市内企業の設備投資意欲が高くなっていることが確認された。但し、アンケートの希望面積の合計は 2.3ha にとどまっており、市内企業からの需要は規模的には大きなものにはなっていない。

○取得・確保した用地の利用予定は、「生産施設（工場）」が 55%と多い一方で、「従業員駐車場」（35%）、「倉庫・配送センター」（21%）の意向が確認された。

(2) アンケート結果

■ 回答企業について

①業種

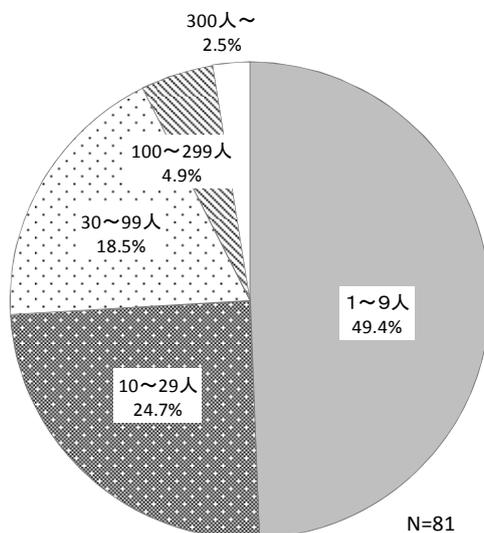


業種	その他
機械部品販売	
仏壇販売	
肥料、農業、販売	
仏壇の販売	
仏壇・仏具販売業	
看板取付、製作	
卸売業	
輸出業	
高圧ガス卸売業	
宝石・貴金属販売、卸・小売	
木材販売業	
フォークリフト修理・販売	
製菓原材料卸	
建設業	
繊維卸売業	
内装業、床張	

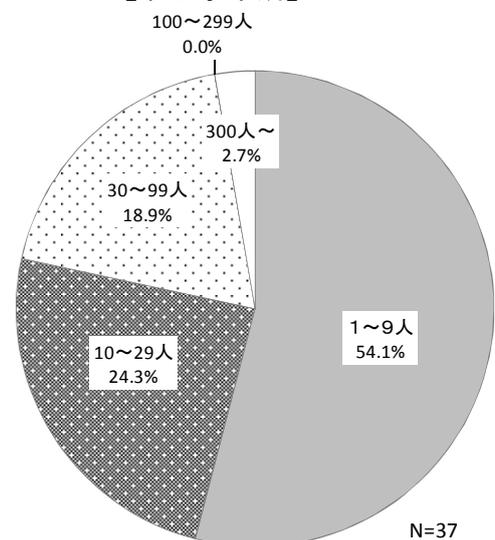
※N 値：各設問の有効回答数を示し、設問毎に値は異なる。

②従業員数

【会社全体】



【うち事業所】



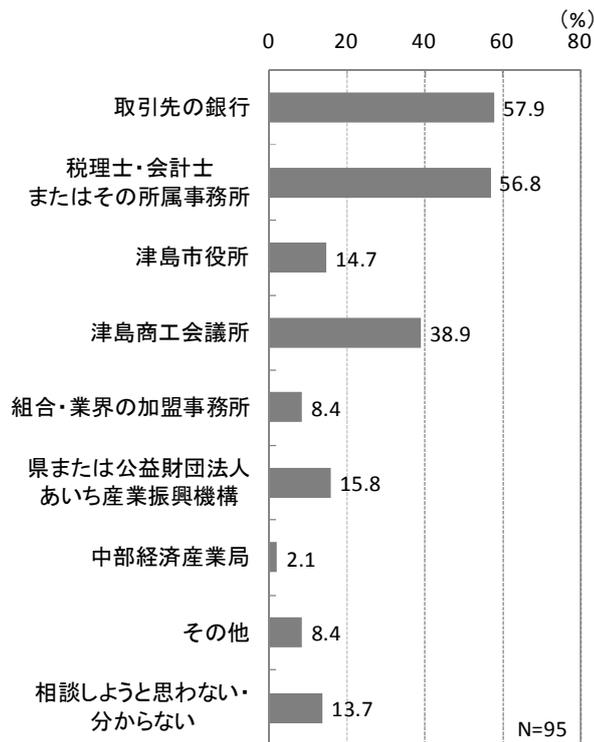
■企業支援について

問1 企業支援事業等の活用を考える場合、どの機関に相談しようとお考えですか。上位3つに○印をつけてください。

企業支援事業等の活用を相談したい機関については、「取引先の銀行」が57.9%で最も多く、6割弱となっている。

次いで、「税理士・会計士またはその所属事務所」(56.8%)「津島商工会議所」(38.9%)となっている。

問1 その他
専門の認定支援機関
労務士
コンサルタント、社労士
本社に一任
親会社
中小機構
本社担当部署
親会社



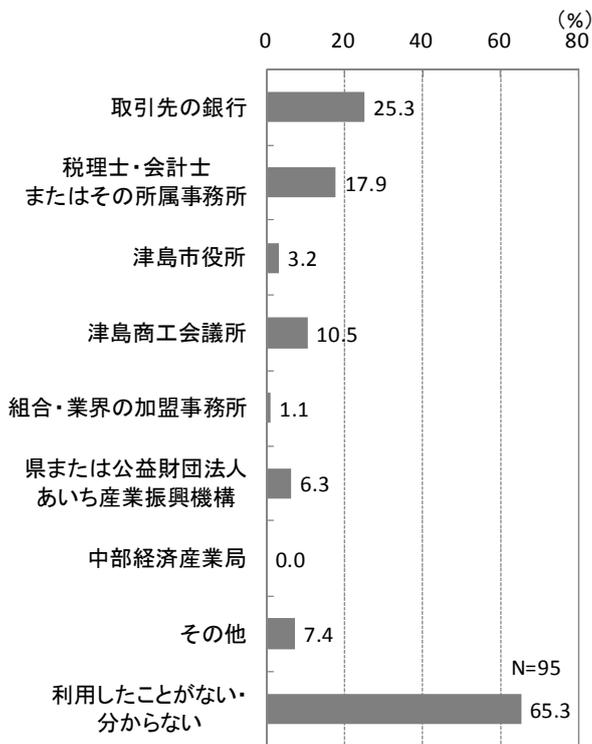
問2 これまで企業支援事業等を活用した時に、実際に利用または相談した機関はありますか。過去3年間で、実際に利用・相談した機関について、該当する番号すべてに○印をつけてください。

企業支援事業等を活用した時に、利用・相談した機関については、「取引先の銀行」が25.3%で最も多い。

次いで、「税理士・会計士またはその所属事務所」(17.9%)、「津島商工会議所」(10.5%)となっている。

一方、「利用したことがない・分からない」は65.3%となっており、6割以上を占めており、企業支援事業等に関する利用促進を図っていく必要性が確認された。また、問1結果を踏まえると利用促進にあたっては、銀行や税理士・会計士といった民間機関との連携が重要である。

問2 その他
労務士
社労士
政策投資金融公庫
経済産業省
職安
愛知県中小企業団体中央会
中小機構



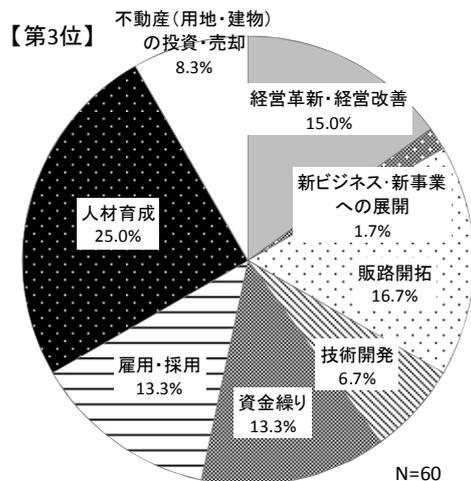
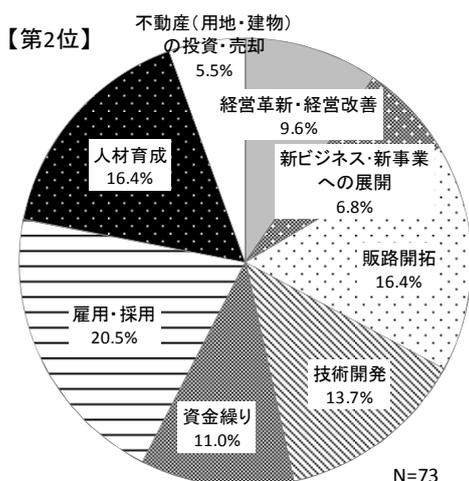
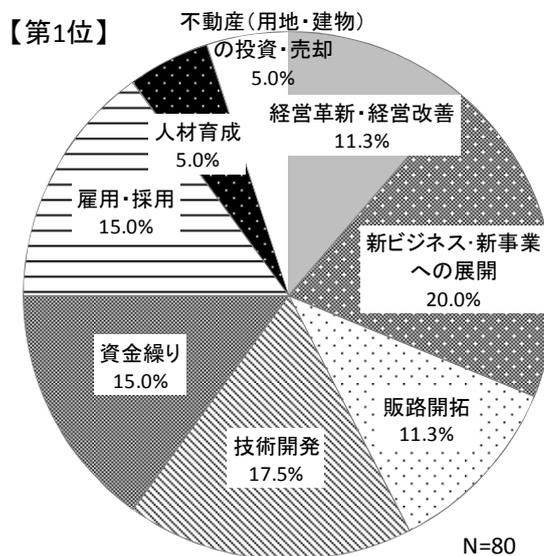
問3 貴社が企業活動支援の面で、期待するものについて、期待する分野(①の選択肢)から上位3つまでを選び、それぞれについて期待する機能(②の選択肢)から各2つまで選んでください。

①期待する分野

企業活動支援の面で、期待する分野については、第1位は「新ビジネス・新事業への展開」が20.0%で最も多く、次いで「技術開発」(17.5%)、「資金繰り」「雇用・採用」(各15.0%)となっている。

第2位は「雇用・採用」が20.5%で最も多く、次いで「販路開拓」「人材育成」(各16.4%)となっている。

第3位は「人材育成」が25.0%で最も多く、次いで「販路開拓」(16.7%)、「経営革新・経営改善」(15.0%)となっている。



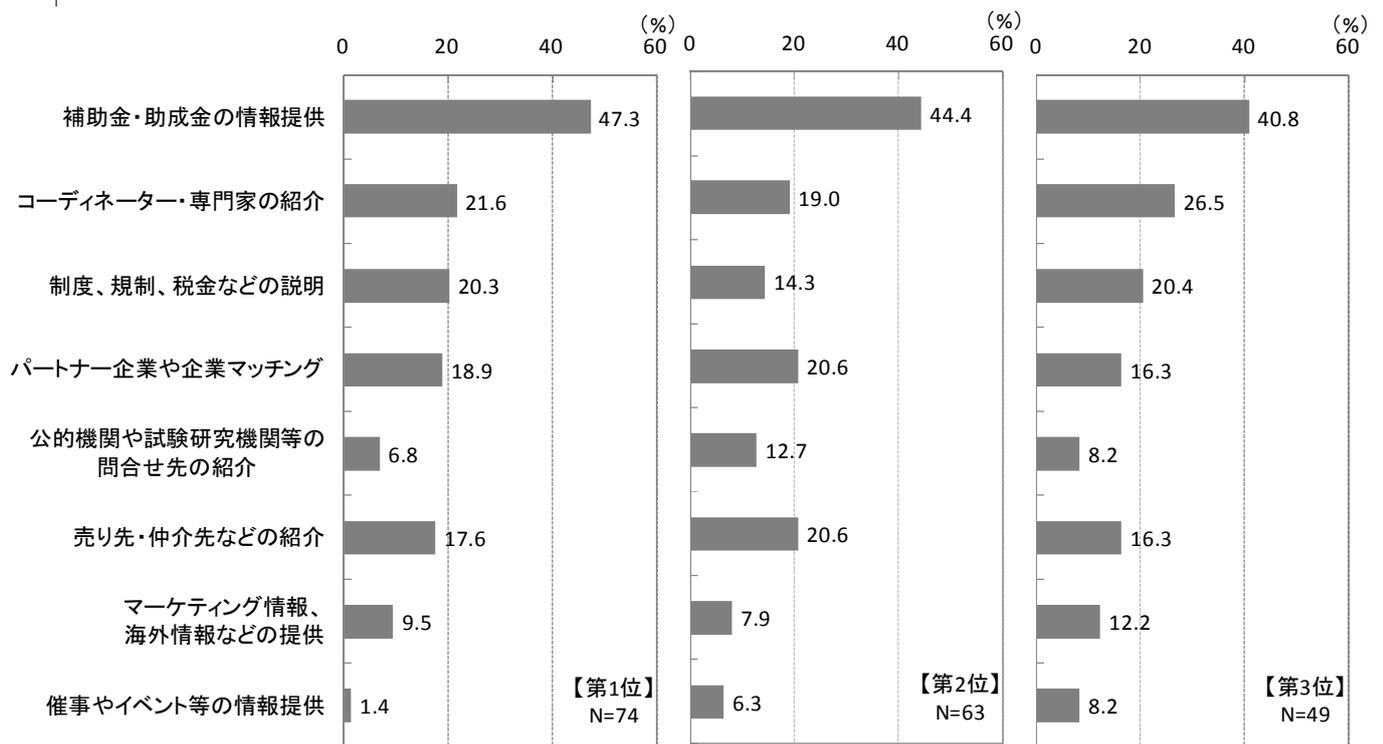
②期待する機能

企業活動支援の面で、期待する機能については、第1位は「補助金・助成金の情報提供」が47.3%で最も多く、次いで「コーディネーター・専門家の紹介」(21.6%)、「制度、規制、税金などの説明」(20.3%)となっている。

第2位は「補助金・助成金の情報提供」が44.4%で最も多く、次いで「パートナー企業や企業マッチング」「売り先・仲介先などの紹介」(各20.6%)となっている。

第3位は「補助金・助成金の情報提供」が40.8%で最も多く、次いで「コーディネーター・専門家の紹介」(26.5%)、「制度、規制、税金などの説明」(20.4%)となっている。

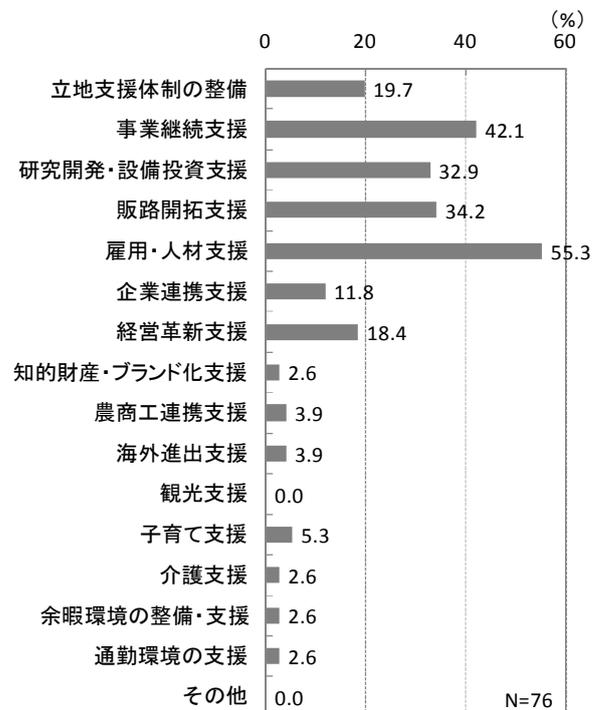
補助金・助成金等の情報提供に対するニーズが高くなっている。



問4 貴社・貴事業所にとって必要とお考えの施策について、該当する番号すべてに○印をつけてください。

必要と考える施策については、「雇用・人材支援」が55.3%で最も多く、全体の半数以上となっている。

次いで、「事業継続支援」(42.1%)、「販路開拓支援」(34.2%)となっている。



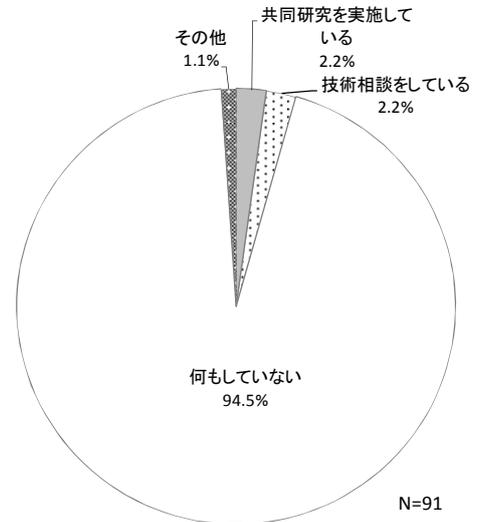
■産学連携について

問5 貴社・貴事業所は、大学等と共同研究、相談など産学連携を実施していますか。該当する番号1つに○印をつけてください。

産学連携の実施については、「何もしていない」が94.5%で最も多く、全体の9割以上となっている。

一方、「技術相談をしている」「共同研究を実施している」は各2.2%と、どちらも1割未満となっている。

ほとんどの事業者が、産学連携を行っていない状況にある。

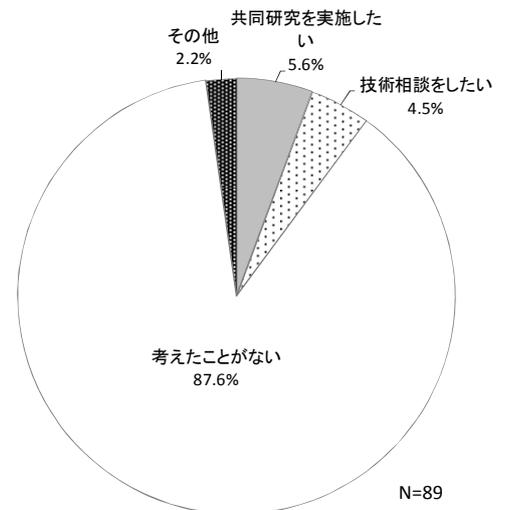


問5 その他
以前に一度したことがある

問6 今後大学等と産学連携を実施したいとお考えですか。該当する番号1つに○印をつけてください。

「共同研究を実施したい」は5.6%、「技術相談をしたい」は4.5%で、1割程度の企業ニーズが確認された。

一方、「考えたことがない」が9割近くあり、今後、マッチングのきっかけなどをつくっていくことが求められている。

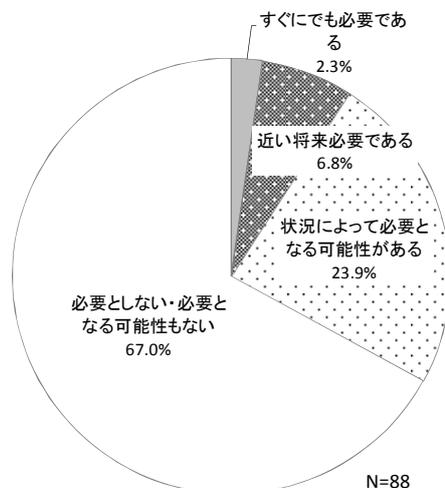


問6 その他
時期が合えばやらせていただきたい
職種として必要なし

■ 新たな用地の需要についてお尋ねします。

問7 貴社・貴事業所では、津島市内あるいは津島市周辺において、拡張用地や新設用地などが必要になっていますか。該当する番号ひとつに○印をおつけください。

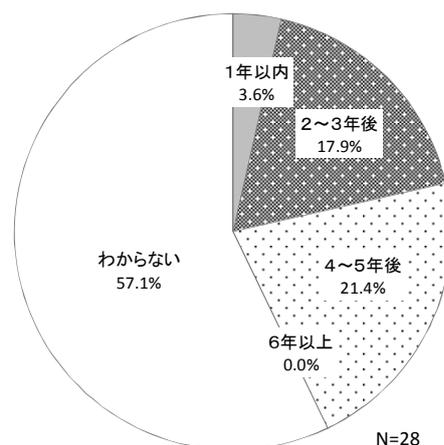
「すぐにも必要である」2.3%、「近い将来必要である」6.8%、「状況によって必要となる可能性がある」23.9%で、合計3割以上となっている。回答企業の3割以上が、用地を必要としている状況は、過去の類似調査と比べても高い水準にあり、市内企業の設備投資需要が高い状況にあるといえる。



※問8～問13へ

問8 用地の取得・確保は、いつ頃までに必要となりそうですか。該当する番号ひとつに○印をおつけください。

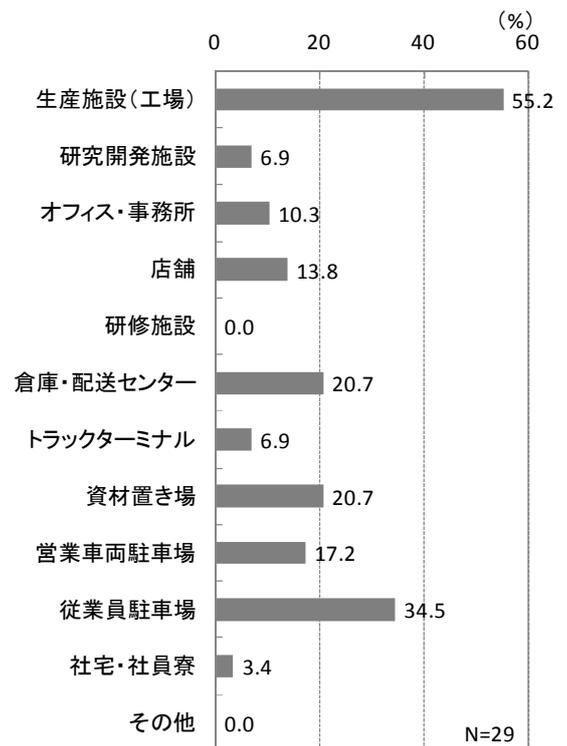
用地の取得・確保の時期については、「わからない」が57.1%で最も多く、まだ具体的な需要にはなっていない段階にあるものが多いものの、「4～5年後」までの回答合計が、43%（3.6%+17.9%+21.4%）であり、短期的に必要とする企業も多い状況にある。



問9 取得・確保した用地は、どのようなご利用予定ですか。該当する番号すべてに○印をおつけください。

取得・確保した用地の利用予定については、「生産施設（工場）」が 55.2%で最も多く、半数以上を占めている。

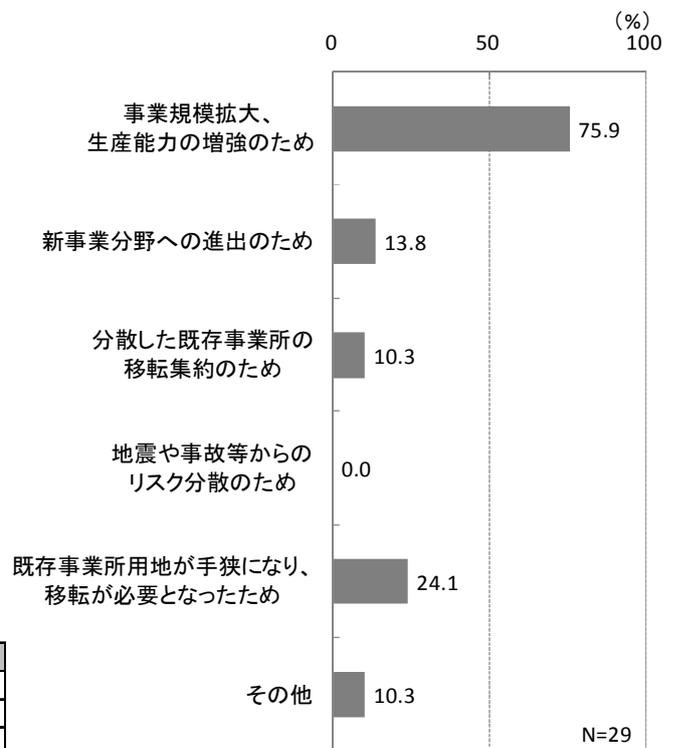
次いで、「従業員駐車場」（34.5%）、「倉庫・配送センター」、「資材置き場」（各 20.7%）となっている。



問10 用地の取得・確保の必要性又は可能性がある理由をお教えます。該当する番号すべてに○印を付けてください。

用地の取得・確保の必要性又は可能性の理由については、「事業規模拡大、生産能力の増強のため」が 75.9%で最も多く、7割以上を占めている。

次いで、「既存事業所用地が手狭になり、移転が必要となったため」（24.1%）、「新事業分野への進出のため」（13.8%）となっている。

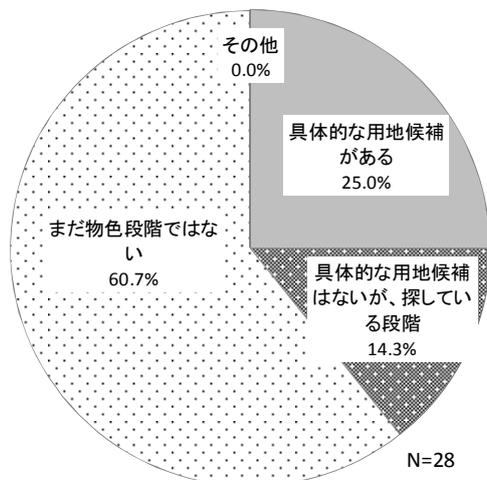


問10 その他
道路拡張のため、後方に下がるか移転
今のところはこれといってない
駐車場が必要となったため

問11 現在、用地取得に関する具体的な候補地をお持ちですか。該当する番号ひとつに○印をおつけください。

用地取得に関する具体的な候補地については、「まだ物色段階ではない」が60.7%で最も多く、6割以上を占めている。

次いで、「具体的な用地候補がある」(25.0%)、「具体的な用地候補はないが、探している段階」(14.3%)となっている。



問12 希望する用地面積(計画している用地面積)はどの程度ですか。おおよそで結構ですので、数字(㎡あるいは坪)をご記入ください。また、希望する取得方法について、該当する番号にひとつずつ○印をおつけください。

①希望用地面積 (㎡)

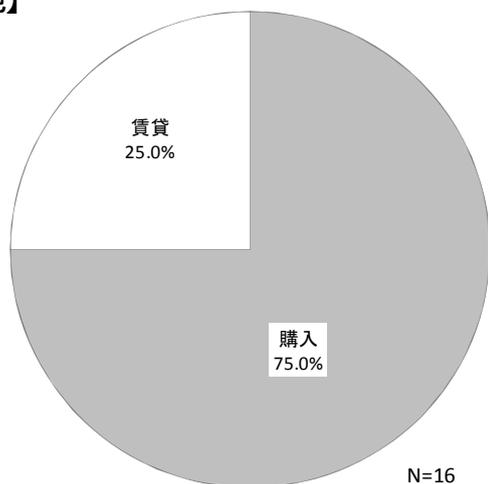
市内企業からは、3,000 ㎡以上の規模の用地意向は1件のみであり、規模の小さいニーズしか確認することができなかった。

	(企業数)						合計	希望用地面積 (㎡)
	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上	不明		
すぐにも必要である		2					2	1,485
近い将来必要である	4				1	1	6	11,166
状況によって必要となる可能性がある	3	4	4			10	21	10,829
合計	7	6	4		1	11	29	23,480

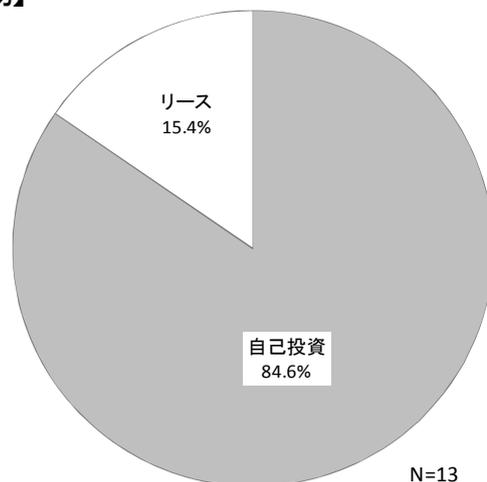
②希望取得方法

土地の希望取得方法については、「購入」が75.0%で7割以上を占めている。建物については、「自己投資」が84.6%で8割以上を占めている。

【土地】



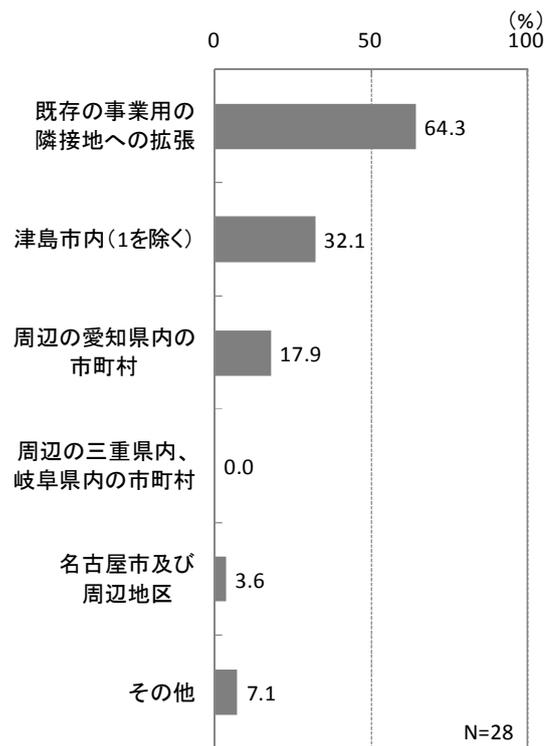
【建物】



問13 希望するエリアはどこですか。該当する番号すべてに○印をおつけください。

希望エリアについては、「既存の事業用の隣接地への拡張」が64.3%で最も多く、6割以上を占めている。

次いで、「津島市内」(32.1%)、「周辺の愛知県内の市町村」(17.9%)となっている。

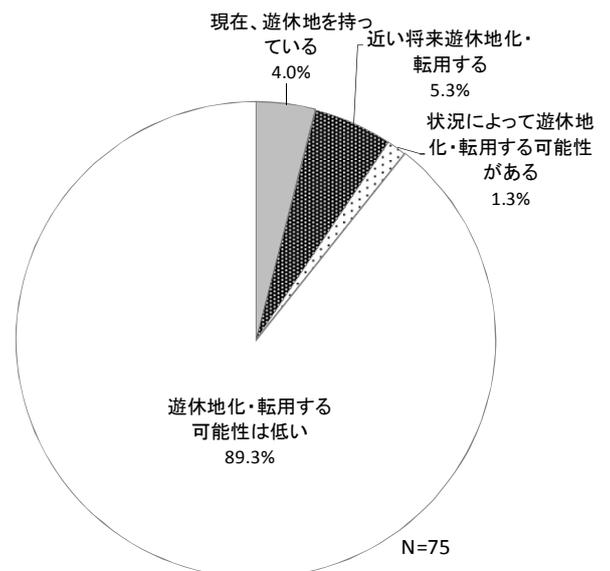


■ 余剰地・遊休地についてお尋ねします。

問14 貴社・貴事業所では、津島市内において、自社の所有あるいは使用する土地で、遊休地化または転用利用するようなものはありますか。該当する番号ひとつに○印をおつけください。

遊休地化または転用利用するものについては、「遊休地化・転用する可能性は低い」が89.3%で最も多く、9割弱となっている。

次いで、「近い将来遊休地化・転用する」(5.3%)、「現在、遊休地を持っている」(4.0%)となっている。



問15 遊休地化・転用する用地の面積はどの程度の大きさですか。おおよそで結構ですので、数字(m²あるいは坪)をご記入ください。

(企業数)

遊休地化または転用利用する土地	500m ² 未満	500m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上	合 計	遊休地化・転用 用地面積(m ²)
現在、遊休地を持っている		1	2		3	3,875
近い将来遊休地化・転用する	2	1		1	4	4,421
状況によって遊休地化・転用する可能性がある		1			1	500
合計	2	3	2	1	8	8,796

問16 今後の利用について、具体的な転用方針がある場合は、差し支えない範囲でご記入ください。

- ・今のところ考えていない
- ・太陽光発電設備

4 企業立地のPULL・PUSH要因等の整理

ここでは「2.津島市の都市・産業特性」、「3.アンケート調査結果」から、企業誘致基本方針の前提条件として、津島市における企業立地のPULL要因（市内流入；市内定着を含む）、PUSH要因（市外転出）について整理を行った。

PULL 要因	市内流入、市内定着など、市内に立地する企業投資行動の要因
PUSH 要因	市外転出など、市外に立地する投資行動の要因

(1) 地理的条件

PULL 要因	PUSH 要因
<p>○名古屋駅から直線距離にて約 15km の距離に位置しており、名古屋圏の取引先をカバーする拠点として立地面で優れている。</p> <p>○東名阪自動車道や名古屋第二環状自動車道等を利用して広域へのアクセス性を確保している。</p> <p>○上記の立地条件にあるものの、西三河地域と比べて地価が安く、立地としてのお値打ち感がある。</p>	<p>○標高が低いことから浸水被害に対するリスクが高いというイメージが持たれている。</p> <p>○名古屋港の背後圏にあり、西尾張中央道によるアクセスが可能であるが、弥富市、愛西市、蟹江町に囲まれ、十分に立地効果を活かせていない。</p>

(2) 取引先との関係

PULL 要因	PUSH 要因
<p>○名古屋市に近い立地となるため、既存取引先と離れることなく継続的な取引が可能である。</p> <p>○名古屋圏と関西圏に取引先がある企業にとっては好立地。</p> <p>○産業集積の高い西三河地域へのアクセス（時間距離）も東濃地域よりも実際には近い。</p>	<p>○大手セットメーカーが立地していないことから、部品メーカーの立地場所としては不適との先入観がある。</p>

(3) 雇用環境

PULL 要因	PUSH 要因
<p>○名古屋市からの移転企業にとっては、公共交通等も利用でき、既存従業員も通勤可能な範囲になることから従業員の継続雇用が可能である。</p> <p>○西三河地域のように賃金水準が高い企業が少ないことから、西三河地域等と比べて人の採用がしやすい。</p>	<p>○工業集積が進んでいないことから、生産従事経験者の採用には課題がある。</p> <p>○名古屋市や西三河地域等の賃金水準が高い地域に人材が流出している。</p>

(4) 企業誘致姿勢

PULL 要因	PUSH 要因
<p>○新たに都市計画法第 34 条 12 号に基づく条例³を定め、開発手続きの簡素化と地権者の取りまとめを行い、迅速な開発を可能にしている。</p>	<p>○商業・サービス業で発展してきた都市であり、企業誘致、製造業振興に対する取組み姿勢が、周辺都市に比べて高くないと思われる。</p>

津島市では、立地に対して地価が安い場所も多く、名古屋市内から移転した企業からは取引先との関係、既存従業員の通勤面などから、操業地として高い評価を得ている。一方で、大手企業の立地がなく、工業都市としてのイメージがないことから、企業からは立地場所としては不適という先入観を持たれている側面も否めない。

こうしたギャップは、津島市内での工業用地の供給が少ない状況が起因していることも想定され、積極的な用地供給を図り、あわせて、立地優遇制度の整備、雇用採用支援等を図ることで、その解消を図っていくことが重要である。

³ 「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」（平成 27 年 4 月施行）

5 基本方針

(1) 基本的な状況認識

津島市は、商業・サービス業で発展してきた都市であるが、ものづくり王国・愛知にあって、恵まれた立地条件を活かしきれていない。

また、神守町の工業地域以外に工場新設できる場所がなく、工場新增設等に関する優遇制度等の整備が課題になっている。

こうしたなか、津島市では、「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」(以下、34-12号条例)を定め(資料-1参照)、開発許可手続きの合理化・迅速化を図るとともに、条例指定区域の設定により当該地域の地権者と事業予定者の積極的な調整を図り、積極的な用地供給に向けた取組みを開始している。

継続的な円安下のもと、リーマンショック以降の新たな設備投資時期を迎えている事業所が多く、また、リニア新幹線、MRJの開発、東京オリンピックの開催といった需要誘発の新たな追い風があるなかで、工場新增設の動きを、津島市に呼び込むための戦略展開が求められている。

「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」の制定にあわせて、工場等の新增設を支援する優遇制度の整備が必要になっている。

(2) 津島市の産業振興にて製造業をターゲットとする背景

本ビジョンでは、津島市の製造業に注力した施策展開のあり方を示すものであるが、必ずしも地域にて集積が高くはない製造業をターゲットとして産業振興を図る背景について、外部要因と内部要因の2つの視点から整理を行った。

【外部要因】

○企業立地が活発化するなか「ものづくり王国・愛知」の名古屋近郊の新たな産業拠点としての誘致力発揮が期待される

- ・愛知県の製造業は、リーマンショック以降、設備投資を抑制してきているが、継続的な円安傾向が見込まれるなかで、設備投資の意欲が高まっている。また、リニア開通効果等を背景にして、名古屋市内の中小・中堅の製造業においても、郊外立地を伴う設備投資の動きがみられる。周辺都市では、こうした動向をとらえた工業用地整備の動きが活発化しており、津島市においても、時機をとらえた企業誘致策の展開が求められる。
- ・とくに津島市は、愛知県内にて製造業の集積の高い国道155号沿線など名古屋市近郊エリアにおいて、企業立地が必ずしも高いエリアでないことから、先行立地した企業からは、雇用面で比較的余力のある地域との評価を得ており、企業誘致の余力のある地域として誘致力発揮が期待される。

○地元産業の高度化をリードする存在として関連事業の広がりを期待できる

- ・我が国の製造業は、国内市場の縮小等が見込まれており、従来のように単純な生産部門の雇用拡大は期待できないものの、愛知県の製造業においては、基幹的な工場が多く立地していることから、管理的職業従事者、専門的・技術的職業従事者の拡大が見込まれている。
- ・これら管理的職業従事者、専門的・技術職業従事者が、企業誘致を通じて外部から流入し、地元企業との取引機会や交流する環境ができることは、地元産業の生産・品質管理や情報化の高度化にと

っても良い刺激となり、間接的に地元産業の競争力強化につながることを期待される。

【内部要因】

○雇用面・税収面への効果が期待できる

- ・製造業の立地は、投資規模が大きいことから、雇用面、税収面で地域経済に大きな影響を与えるものであり、地元雇用、財政力の健全化の期待される津島市にて、その効果が期待される。

※津島市では、アクセス条件が良いことから運輸サービス業等の立地も想定されるが、運輸サービス業等の設備投資額は、製造業と比べて小さいことから、財政的には製造業の誘致が期待される。残された貴重な市街化調整区域の土地資源を活かして、製造業の誘致を図っていくことは、財政健全化のうえでも有効な方策と考えられる。但し、運輸サービス業等でも設備投資額の大きい流通加工施設等が立地する場合は、製造業的な側面も大きいことから、政策的判断等にて機動的な誘致支援の検討を行っていくことも求められる。

○地元商業の売上貢献が期待できる

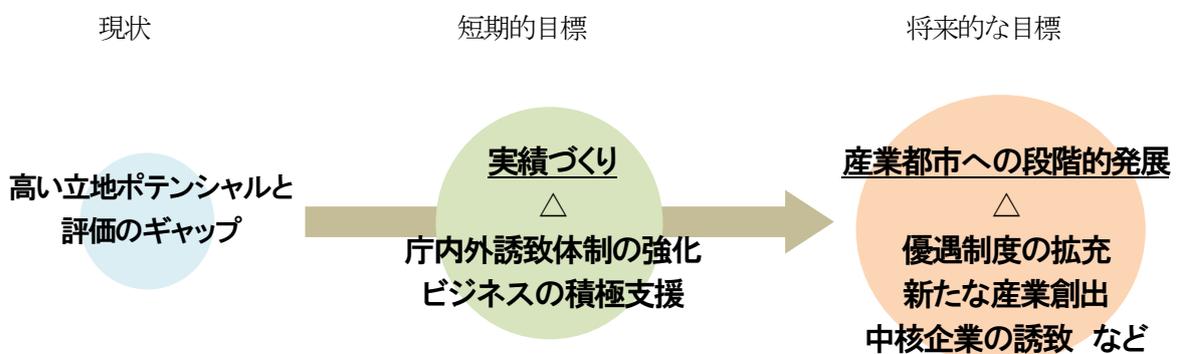
- ・雇用力のある製造業は、従業員の市内定住や地元消費を通じて、最寄品小売店や飲食店等といった地元商業の売上増加への貢献が期待される。

(3) 誘致戦略の段階的な目標設定

円安下のもと生産増強の動きが、市内外企業にみられ、これらの動きを支援する施策が期待される。しかし前述のように、津島市では、実際の高い立地ポテンシャルと比べて、企業立地が進んでいない状況にあり、そのギャップ解消を図っていくことが重要である。

そのためには、短期的には企業立地の実績を積み上げていく必要があり、名古屋市等（中川区、熱田区等、資料-2 参照）の近隣からの移転立地を受け入れ、段階的に製造業の適地としての評価を高めしていくことが求められる。また、移転立地にあわせた優遇制度の整備や人材の育成・確保支援等を図り、立地企業の事業活動を支援していくことが必要である。

こうした実績を踏まえ、津島市の産業都市としての発展を将来的な目標としつつ、優遇制度の拡充、新たなビジネス形成の支援を図っていくことが必要である。



※将来的な目標に向けても、短期的に取組みを行い、着実な段階展開を図っていく。

(4) 段階的な目標イメージ

①短期的目標

庁内外の企業誘致体制の強化、優遇制度の整備、緑地面積率の緩和により、「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」で指定されている白浜・宇治地区で立地実績を高めていく。

人材の育成・確保、販路開拓支援等の企業ニーズを踏まえたソフト施策を中心とする企業活動支援策を展開し、立地企業にとってビジネスがしやすい環境づくりを行っていく。

②将来的な目標

34-12 条例の指定区域の立地目的を達成し、指定区域の拡大を図るとともに、商業・サービス都市である津島市の将来的な産業都市の発展を図っていく。

6 展開施策

(1) 工場立地に向けた規制緩和

①34-12 号条例指定区域の拡大

現在、白浜・宇治地区の2カ所が指定区域となっているが、整備状況を見ながら、その他の指定区域場所の拡大を図っていく。

②工場立地法の緑地緩和

既存の市内企業の流出防止や新たな市外企業の誘致を促進するため、工場立地法で定められている緑地面積率の緩和を図っていく。

③土地利用の見直し

農業振興地域整備の見直しを図り、企業誘致促進のための用地の確保を図る。

(2) 設備投資に向けた優遇制度の整備

①設備投資促進奨励金の創設

市内に工場等の事業所の新增設を行う事業者に対する優遇制度を整備する。

②付帯工事補助金の創設

条例指定区域の立地に伴い事業予定者の工事負担が求められる工事（道路拡幅、隅切、水路取り回し等）に対して一部工事費の補助を図っていく。

③企業再投資促進補助金の創設

県内に立地している企業の県外流出防止を目的に創設された愛知県の「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」の市町村分に相当する優遇制度の整備を検討する。

対象企業は、20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設を行う企業として、土地を除く固定資産取得額に対する優遇措置を検討していく。

対象分野は、航空宇宙、次世代自動車、環境・エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿といっ

た技術先端型業種並びに企業立地促進法・西尾張地域基本計画の指定集積業種（物流を除く）とする。

④高度先端産業奨励金の創設

先端分野の大規模企業誘致を目的に創設された愛知県の「21世紀高度先端産業立地補助金」の市町村分に相当する優遇制度の整備を検討する。

対象分野は、将来的に成長が期待される、高度先端産業（健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT）であり、土地を除く固定資産取得額に対する優遇措置を検討していく。

⑤防災関連設備助成金の創設

市内への新規立地とあわせて、出入口のマウンドアップ整備や浸水対策資材等の購入を行う事業者を対象に助成制度を図っていく。また、災害時の生活物資や生活用水の確保、復旧支援等の面で、行政と連携協定をいただいた事業所に対して、防災関連事業継続計画（BCP）の策定支援を図っていく。

(3) 雇用機会増大・市内定住に向けた支援制度の整備、人材の育成・確保

①雇用促進奨励金等の創設

津島市内からの雇用拡大、市外から市内への定住促進を図っていくため、新設工場等の設備投資に伴う新規雇用従業員について、市内に住所を有する従業者規模に応じて、雇用助成を図っていく。

②社宅等整備補助金の創設

企業立地とあわせて本市の生産年齢人口の拡大を図っていくため、従業員の居住を目的とした一定規模以上の社宅等を、市内にて新たに建築した企業に対して、その戸数規模に応じて、建設費または借上費用の一部を補助する制度を図っていく。

③U・J・Iターン雇用の定着

地元企業の活力を高め、新たな雇用の確保とU・J・Iターンによる若者の地元定着を支援する事業を図っていく。また、企業説明会等を開き、地元企業の認知度を高める事業を行う。

④インターンシップの促進

企業と連携したインターンシップ活動支援を検討する。また、地域の学校と企業とのマッチングの場を設け、地元企業の雇用につながる事業を図っていく。

⑤若手技能者の育成・支援

市内企業に従事する若手技能者、開発担当者の育成を図っていくため、国・県、名古屋市等の人材育成拠点が主催するセミナー、研修会等の参加支援を行う。また、津島市内事業所の共通するテーマ（マーケティング、海外展開など）については、市内にて継続的な人材開発機会の確保を図っていく。

⑥プロフェッショナル人材の獲得

国、愛知県が進めるプロフェッショナル人材戦略拠点⁴と連携を図りつつ、津島市内企業の企業活動の高度化につながる人材確保の支援を行っていく。またプロフェッショナル人材が広く津島市内にて活躍できるよう若手人材交流や異業種交流の機会等を設けていく。

(4) 誘致体制の強化

①市内体制の強化

市内企業や進出予定事業者への定期的な訪問活動を行い、新增設に対する動向を把握し、確実な企業立地に結びつけていくための担当者を配置する。

当該担当者は、新たに創設する立地優遇制度のみならず、津島商工会議所と連携して技術開発、採用支援等の中小企業支援策に詳しい人材として育成を図る。また、開発担当部局の担当者と連絡を密にとり、誘致部局と開発部局の連携を図っていく。

②金融機関等との連携

金融機関等との定期的な会合を設置し、設備投資動向や企業立地動向の収集を図っていく。

(5) 開発及び販路獲得の支援

①新商品・技術開発支援体制の強化

国、愛知県等の新商品・新技術開発の各種支援制度と、市内企業の技術シーズや、経営ニーズ等のマッチングを図っていくため、市内企業の技術シーズや経営ニーズの把握を行い、当該シーズ・ニーズに合致した情報提供体制の強化を検討する。

こうした地道な取組みを通じて、将来的に、大きな市場が期待できる技術分野、商品分野を探索し、機を見た支援体制の構築を図っていく。

6次産業、防災関連産業などの注力分野を設定することで効果的な取組みを検討していく。

②販路開拓支援

津島市内企業の新ビジネスや新商品の販路拡大を図っていくため、見本市・展示会への出展、マーケット調査の実施等に係る費用について一部支援を検討する。

(6) 中核的企業の誘致

個別開発許可制度を前提とするため誘致規模は制約される。将来的には市の中核的な産業育成が求められるところであり、愛知県企業庁等の関係機関とも連携を図りながら、大規模事業所の誘致ならびに工業団地整備及び市街化調整区域内の地区計画の可能性についても継続的に検討を進めるものとする。

⁴ 地方創生事業の一環として国が実施するもので平成27年度から各県に戦略拠点が設置される。地方企業の即戦力となる大都市圏のプロフェッショナル人材の獲得について、マッチング支援や定着支援を行うもの。

7 展開施策の実施スケジュール

6 展開施策は、概ね5年間にて実施するものとするが、実施スケジュール（前期、後期）の実施区分は以下のとおりである。

なお事業者ニーズや財政状況を踏まえて、後期分についても機動的に前倒し展開を図っていくものとする。

図表

	前期	後期	備考
【工場立地に向けた規制緩和】			
①34-12号条例指定区域の拡大	○		
②工場立地法の緑地緩和	○		
③土地利用計画の見直し		○	
【設備投資に向けた優遇制度の整備】			
①設備投資促進奨励金の創設	○		} ニーズ、財政状 況を踏まえ機動的に展開
②付帯工事補助金の創設	○		
③企業再投資促進補助金の創設		○	
④高度先端産業奨励金の創設		○	
⑤防災関連設備助成金の創設		○	
【雇用機会増大・市内定住に向けた支援制度の整備、人材の育成・確保】			
①雇用促進奨励金等の創設	○		
②社宅等整備補助金の創設		○	
③U・J・Iターン雇用の定着	○		
④インターンシップの促進	○		
⑤若手技能者の育成・支援	○		
⑥プロフェッショナル人材の獲得	○		
【誘致体制の強化】			
①庁内体制の強化	○		
②金融機関等との連携	○		
【開発及び販路獲得の支援】			
①新商品・技術開発支援体制の強化		○	前期に体制づくり
②販路開拓支援	○		
【中核的企業の誘致】			
○愛知県企業庁等との連携など工業団地整備及び市街化調整区域内地区計画の可能性検討		○	前期に候補地検討

参 考

資料-1 津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

平成27年3月30日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地に係る建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。
- (2) 法第18条の2の規定により定められた本市の都市計画に関する基本的な方針において、工業の用に供する土地として利用を図ることとされている地域のうち、市長が指定する区域において行うこと。
- (3) 本市に係る企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域産業集積形成法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画において定められた地域産業集積形成法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（物流関連産業であるものを除く。）に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- (4) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール）未満であること。
- (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル（予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル）以上であること。

(6) 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

(1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。

(2) 前条第2号で指定した土地の区域内において行うこと。

(3) 本市に係る地域産業集積形成法第7条第1項に規定する同意基本計画において定められた地域産業集積形成法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種（物流関連産業であるものを除く。）に属する事業の用に供する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。

(4) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール）未満であること。

(5) 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル（当該建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル）以上であること。

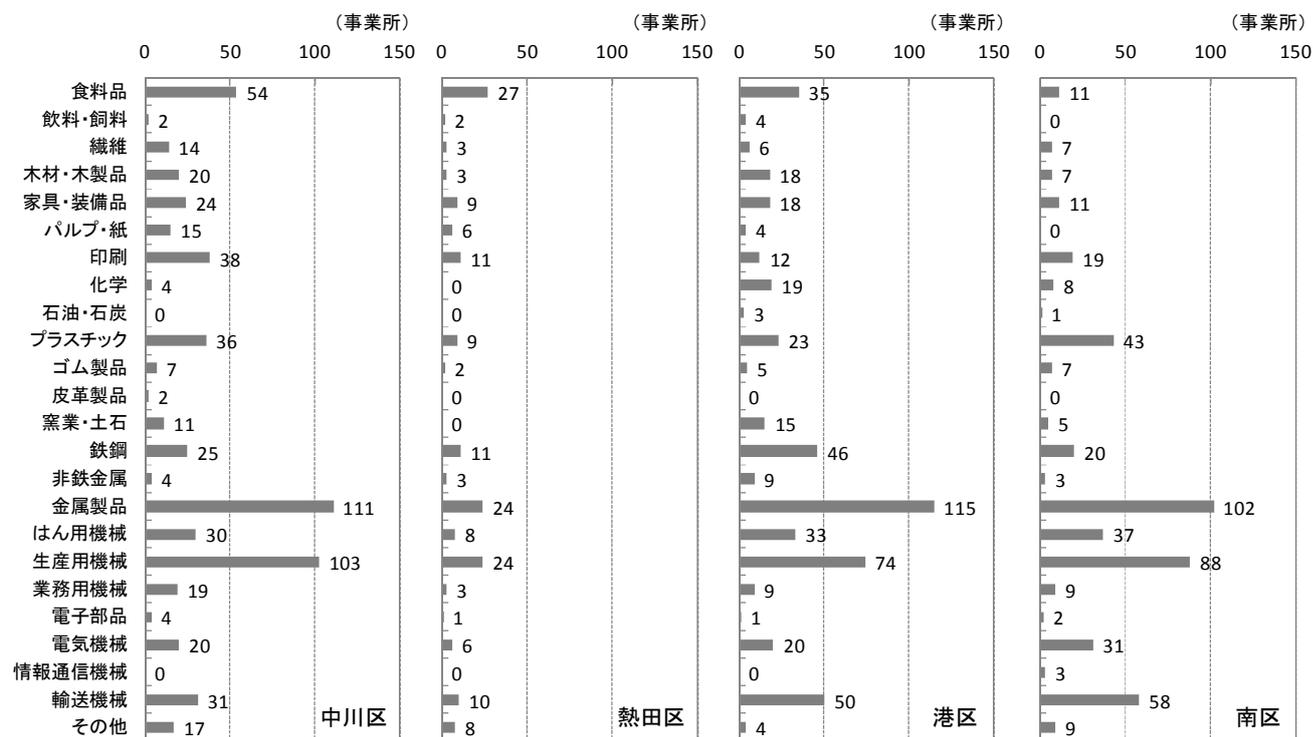
(6) 建築物の新築等を行う土地の区域の周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。

附 則

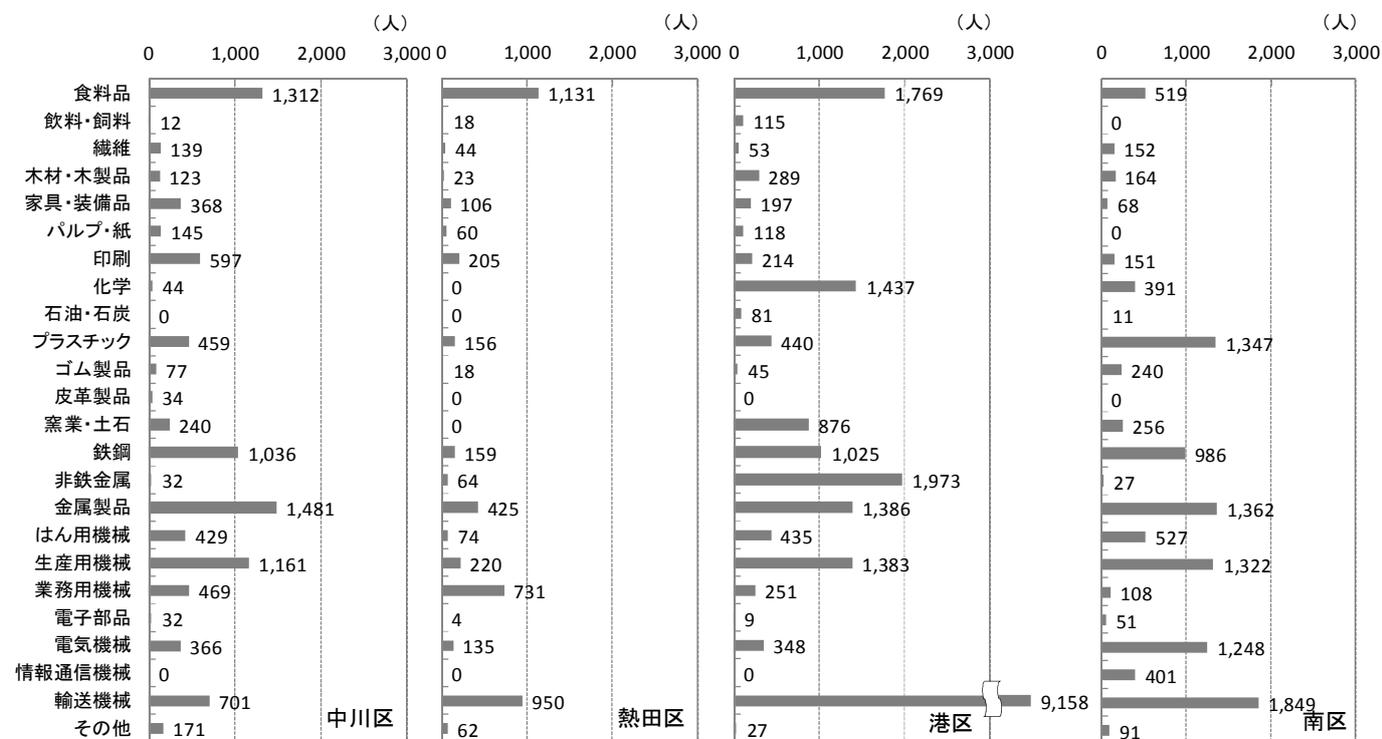
この条例は、平成27年4月1日から施行する

資料-2 名古屋市近隣区の工場集積の状況

■産業中分類別事業所数 (2013年)



■産業中分類別従業者数 (2013年)



資料：工業統計